

議案第45号

壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正
について

壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

令和6年4月1日から漁業集落排水処理施設及び公共下水道の使用料を統一することに伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部を改正する条例

(壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 壱岐市漁業集落排水処理施設条例（平成16年壱岐市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「640円」を「550円」に、「240円」を「200円」に、「1,570円」を「1,100円」に改める。

(壱岐市公共下水道条例の一部改正)

第2条 壱岐市公共下水道条例（平成16年壱岐市条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「550円」に、「168円」を「200円」に、「1,040円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(壱岐市漁業集落排水処理施設条例に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の壱岐市漁業集落排水処理施設条例第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して汚水を排除している排水処理施設の使用で、施行日から令和6年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

(壱岐市公共下水道条例に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の壱岐市公共下水道条例第14条の規定にかか

わらず、施行日前から継続して汚水を排除している排水処理施設の使用で、
施行日から令和6年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定
するものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第46号

壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について

壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年9月7日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

消費税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市準用河川流水占用料等徵収条例の一部を改正する条例

壱岐市準用河川流水占用料等徵収条例（平成16年壱岐市条例第205号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「別表第1第1号」を「別表第2第1号」に改め
る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第47号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年9月7日提出

壱岐市長 白川 博一

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 壱岐市立一支国博物館

位置 壱岐市芦辺町深江鶴亀触515番地1

2 指定管理者

熊本市南区江越1丁目14-10

株式会社パブリックビジネスジャパン

代表取締役 萩原 宣

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市立一支国博物館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第48号

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の
策定について

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）を別冊
のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐
市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

壱岐市長 白川 博一

第2期 壱岐市子ども・子育て 支援事業計画

【中間見直し】



令和5年9月
壱岐市



はじめに

市民皆様には、日頃から児童福祉行政はもとより、壱岐市政全般におきまして、多大なるご理解・ご協力をいただいておりますことに衷心よりお礼申し上げます。

さて、平成27年に策定しました「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」が本年3月をもって5年間の計画期間の満了を迎えることから、今回、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐとともに、「第3次壱岐市総合計画」においても掲げられている「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう」という本市の目指す姿を基に、「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～」を将来像としており、SDGsの17のゴールのうち「質の高い教育をみんなに」のほか7つのゴールを目指すこととしております。

併せて、「子どもの貧困に関する取組」を盛り込み、これから壱岐の未来を作っていく子どもたちの健やかな育ちと、仕事と子育ての両立を社会全体で支えるための環境づくりを目指し、様々な取組やサービスの充実を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言を賜りました壱岐市子ども・子育て会議の委員皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました関係者皆様に心から厚くお礼を申し上げ、策定にあたっての挨拶といたします。

令和2年3月

壱岐市長 白川 博一



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨等	1
2 計画の法的根拠と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 壱岐市の子ども・子育てに関する現状と課題	5
1 統計資料から見る現状	5
2 ニーズ調査結果の概要	10
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	27
1 将来像	27
2 基本理念	27
第4章 子ども・子育ての環境整備	28
1 子ども・子育て支援サービスの概要	28
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	29
3 量の見込みを定める事業とその事業内容	30
4 児童人口の推計	31
5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	32
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	35
7 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	41
8 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	42
9 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み	44
10 その他の関連施策	46

第5章 施策の展開 47

1 子どもの体を育む環境づくり	47
2 地域における子育ての支援.....	51
3 社会全体で子育てを支える環境づくり	58
4 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり	64
5 声かけ、支え合う地域づくり	65
6 安全・安心なやさしいまちづくり	69

第6章 子どもの貧困に関する取組み 72

1 子どもの貧困に関する現状.....	72
2 取組みの方向性.....	75
3 取組みの内容	77

第7章 計画の推進に向けて 83

1 家庭・地域・事業者・行政の役割.....	83
2 計画の推進体制.....	84
3 計画の達成状況の点検・評価	84

資料編 85

1 壱岐市子ども・子育て会議設置要綱	85
2 令和5年度壱岐市子ども・子育て会議委員名簿	87

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の中、壱岐市では、平成26年度に「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めています。

この度、「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間が満了となることから、新たな計画の策定に向けて、平成30年度にニーズ調査を実施し、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行うとともに、「壱岐市子ども子育て会議」において計画の内容について審議し、令和2年度を初年度とする新たな「第2期 壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として策定したものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本市の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子育て条例行動計画」や、市の上位計画である「壱岐市総合計画」、及び市の各種関連計画との整合性を図っています。

(2) 壱岐市の計画体系における位置づけ

本計画は「壱岐市総合計画」を最上位計画とし、「壱岐市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「壱岐市障がい者計画」、「壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「壱岐市健康推進計画」、「壱岐市男女共同参画基本計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。

(3) 本市におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴール※1のうち、右頁に示すゴールに繋がるもののです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組みを推進します。

【※1 SDGsの17のゴール】

	1. 貧困をなくそう		2. 飢餓をゼロに		3. すべての人に健康と福祉を		4. 質の高い教育をみんなに
	5. ジェンダー平等を実現しよう		6. 安全な水とトイレを世界中に		7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8. 働きがいも経済成長も
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう		10. 人や国の不平等をなくそう		11. 住み続けられるまちづくりを		12. つくる責任つかう責任
	13. 気候変動に具体的な対策を		14. 海の豊かさを守ろう		15. 陸の豊かさも守ろう		16. 平和と公正をすべての人に
	17. パートナーシップで目標を達成しよう						

【本計画の内容が繋がるS D G s のゴール】



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

(1) 壱岐市子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「壱岐市子ども・子育て会議」を開催し、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項(本計画に掲げる事項)及び施策の実施状況(計画の進捗管理)について、調査・審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 壱岐市の子ども・子育てに関する現状と課題

1 統計資料から見る現状

(1) 人口の推移

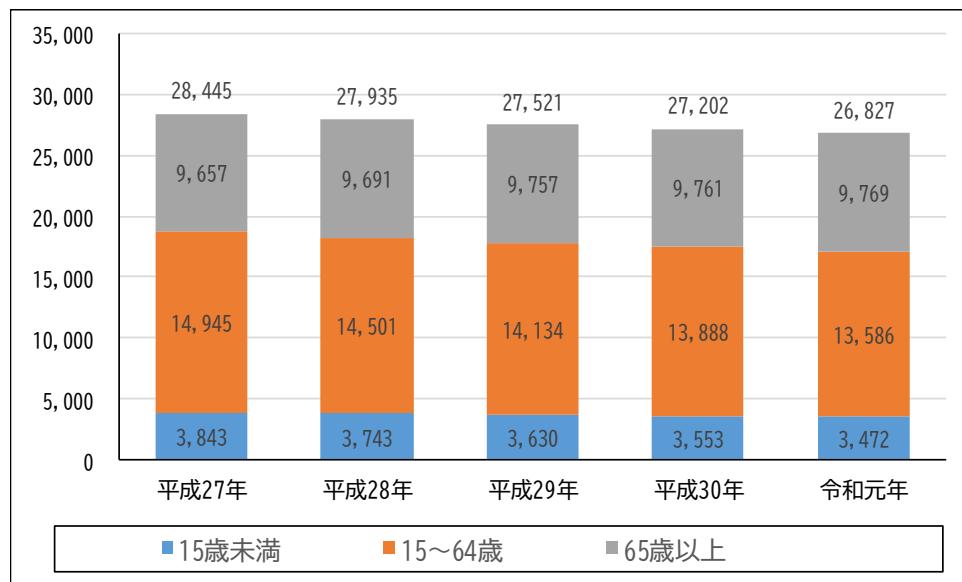
全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本市においても同様の傾向が見られます。平成27年の総人口が28,445人であったのに対して、平成31年(令和元年)では26,827人に減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の緩やかな増加傾向にあり、15歳未満の人口については、減少傾向で推移しています。

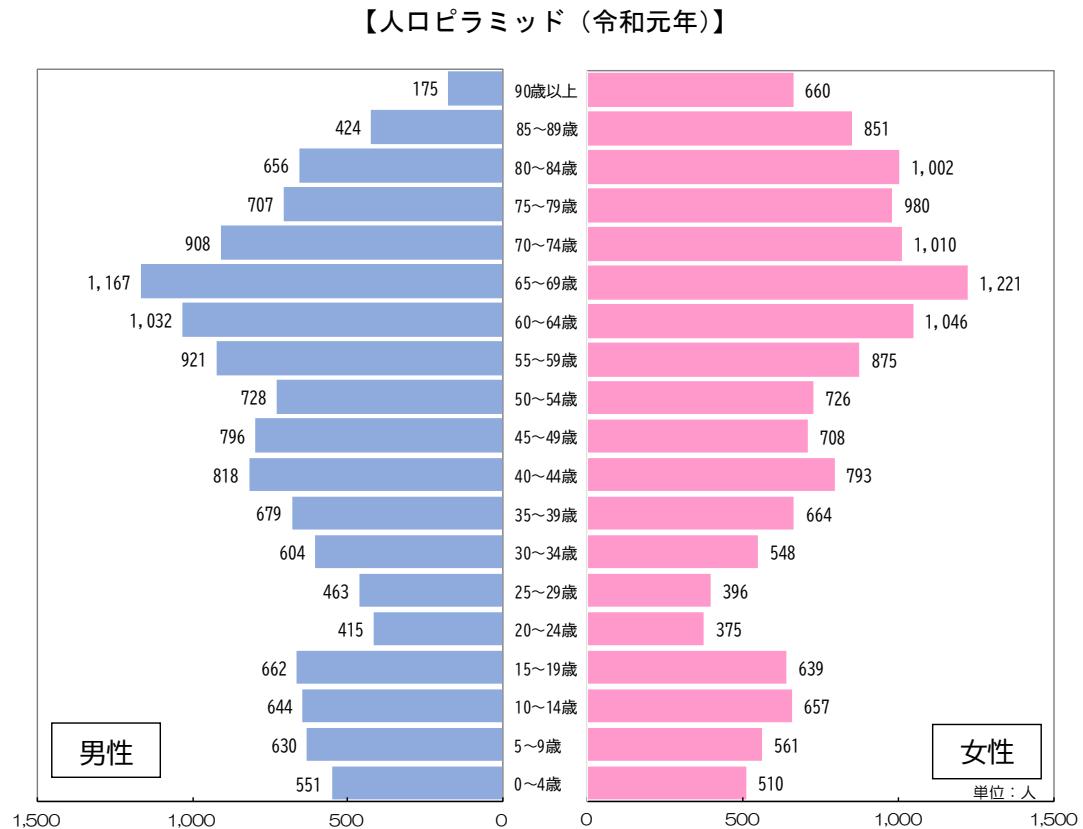
令和元年の年齢5歳階級・男女別人口(人口ピラミッド)を見ると、男女ともに65~69歳の層が最も多くなっています。

男女ともに20代の人口が少なくなっていますが、20代を中心とした若い世代が市外へ流出している様子がうかがえます。

【総人口・年齢3区分別人口】



※住民基本台帳（各年1月1日現在）



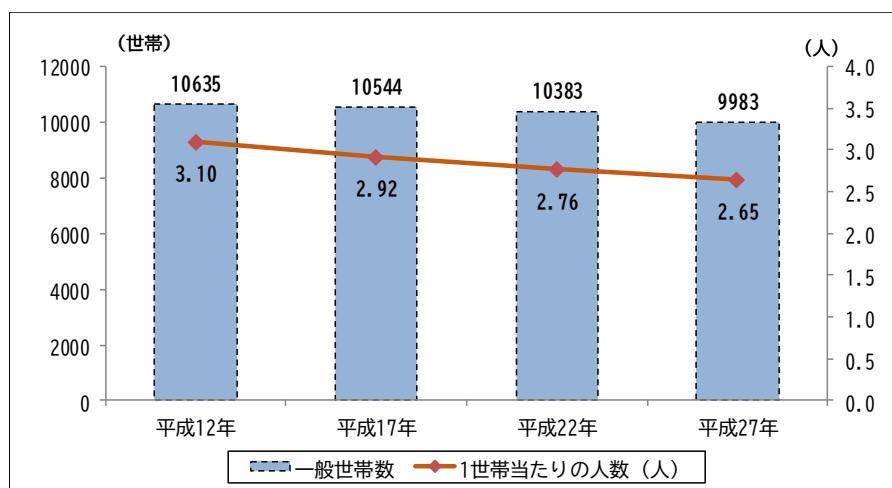
※住民基本台帳

(2) 世帯の動向

核家族化の進行により、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

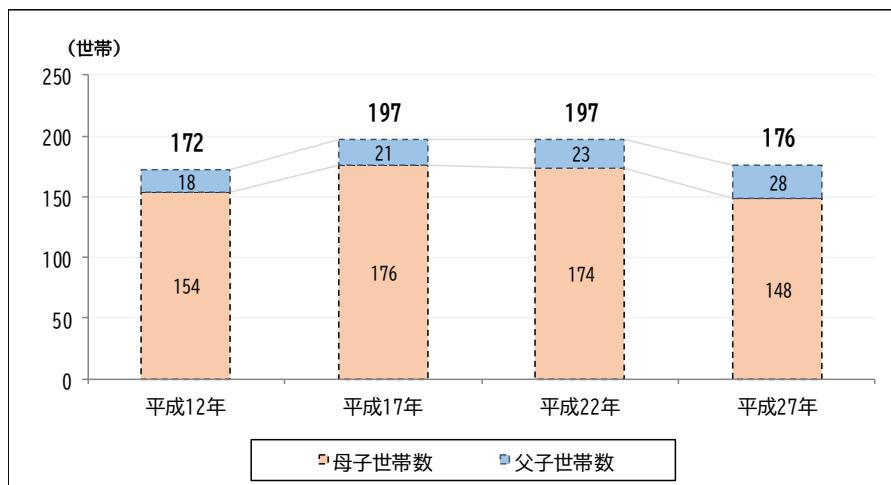
一方、ひとり親世帯数は近年では減少しており、母子・父子世帯は平成27年で176世帯となっています。

【一般世帯数・1世帯当たりの人数】



※国勢調査

【母子世帯数・父子世帯数】



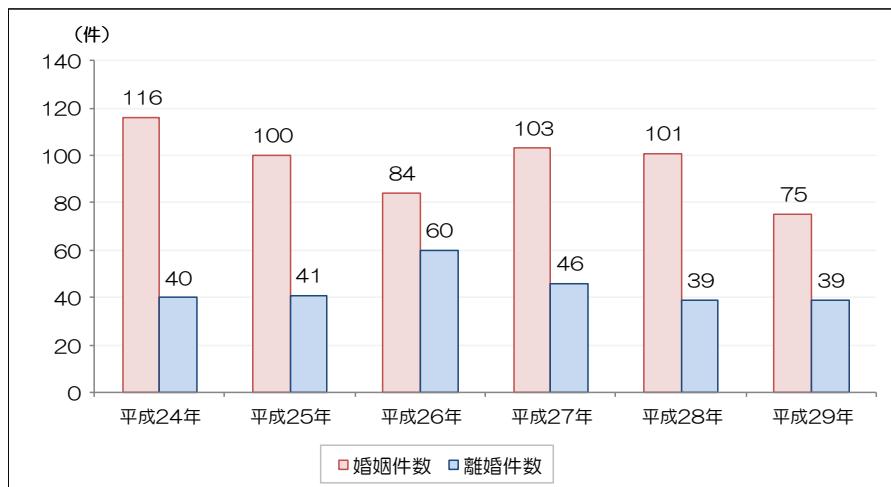
※国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

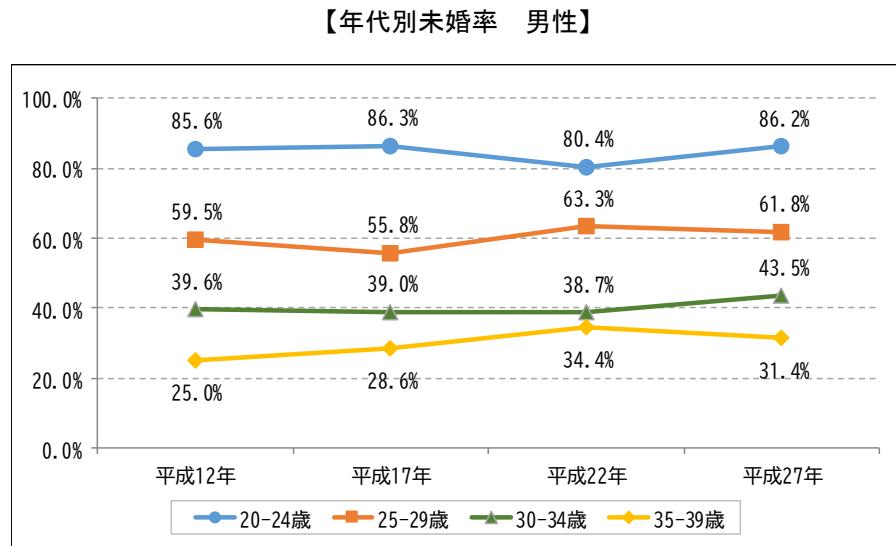
婚姻数・離婚数ともに、ほぼ横ばいの傾向にあります。平成29年の婚姻件数は75件、離婚件数は39件となっています。

また、年代別の未婚率では、平成12年と平成27年を比較すると、男女ともに全ての年代層において未婚率が上昇傾向にあり、晩婚化の流れとなっていることが分かります。

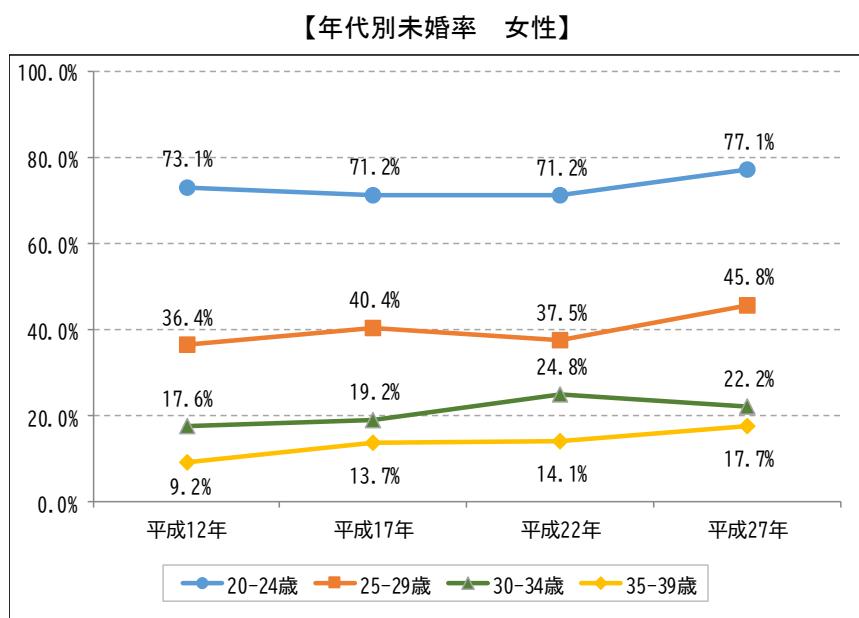
【婚姻件数・離婚件数】



※長崎県衛生統計年報（人口動態編）



※国勢調査



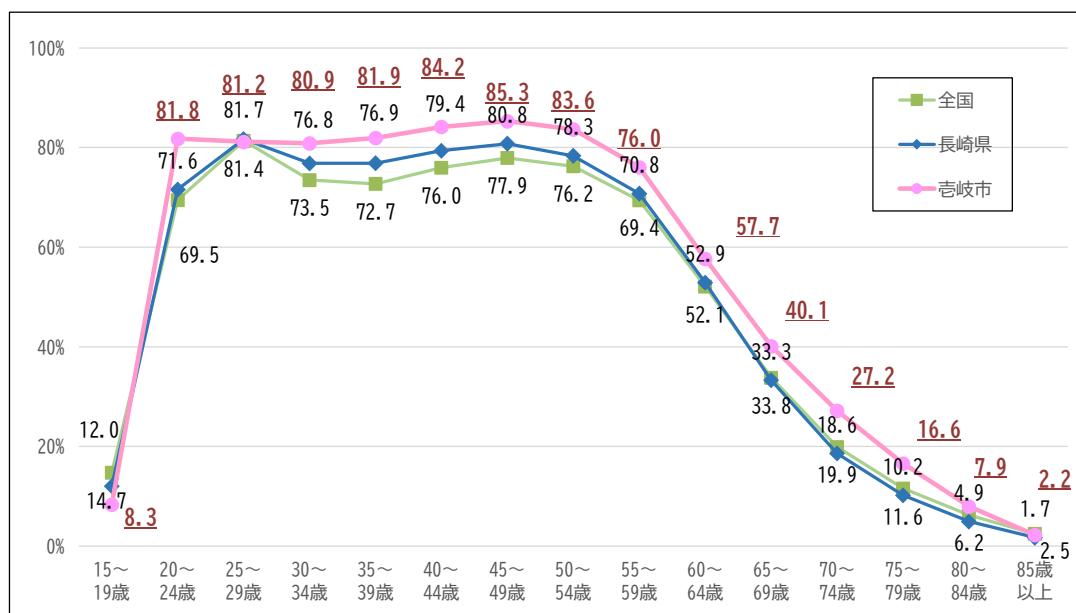
※国勢調査

(4) 女性の就労の状況

壱岐市の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）を長崎県と比較すると、子育て世代（20代～30代）の労働力率は国、県を上回っている状況です

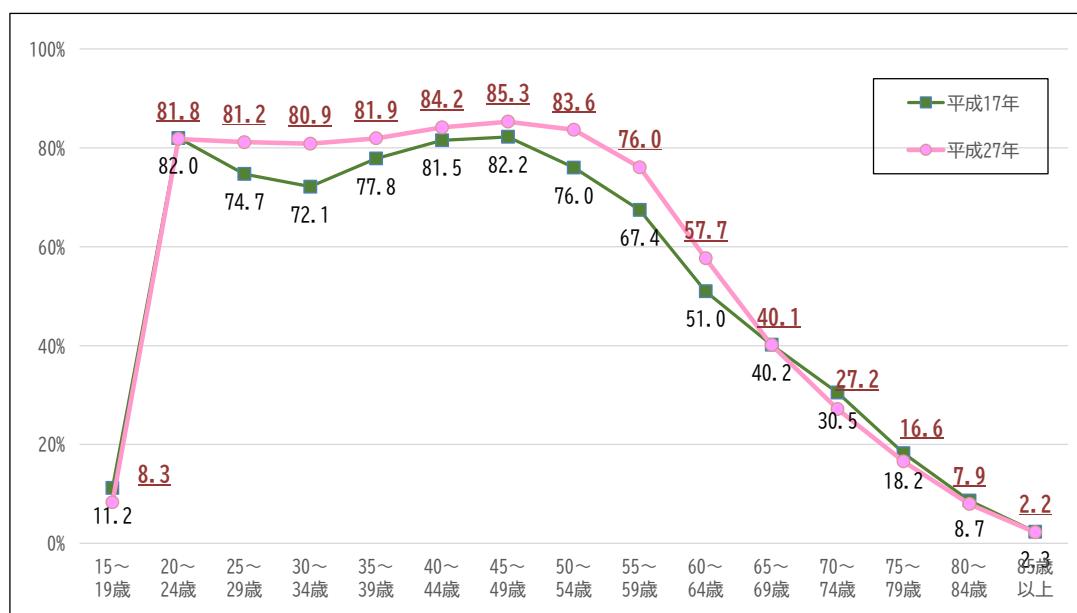
平成17年と平成27年を比較では、子育て世代（20代～30代）の労働力率は上昇しており、子育て中も就労している母親が増加していることが分かります。今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国、長崎県比較）】



※国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率（平成17年、平成27年比較）】



※国勢調査

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき平成27年3月に策定した「壱岐市 子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、平成31年度に終了することに伴い、新たに「第2期 壱岐市 子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の実施要領

調査時期	平成31年2月			
調査対象者	壱岐市在住の未就学児・就学児の保護者			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布数	未就学児	950 件	就学児	1,050 件
有効回収数		462 件		822 件
有効回答率		48.6%		78.3%

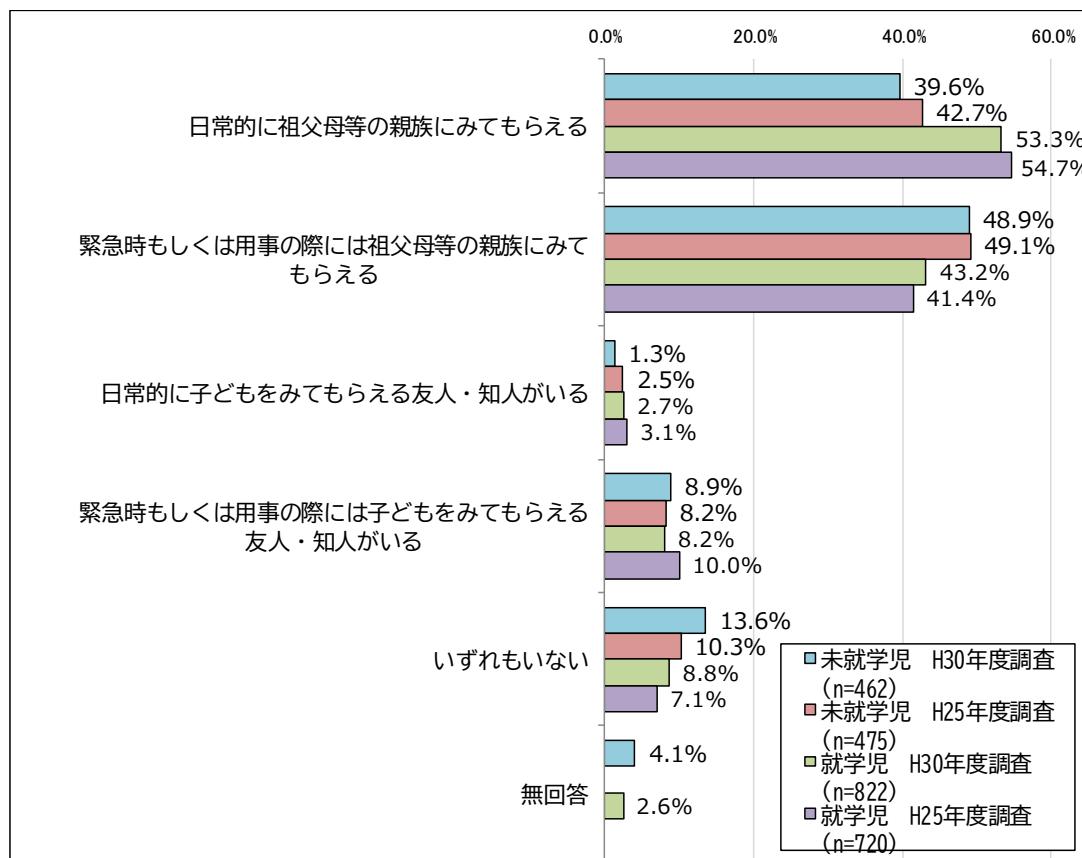
■集計にあたっての注意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略している場合があります。
- グラフ中の「n=○○」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。

(3) 調査結果から見る現状

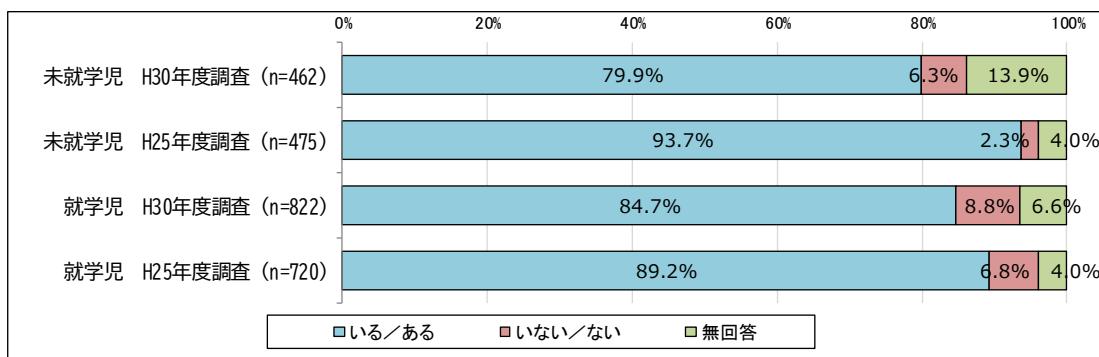
■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人について。

- 未就学児においては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(48.9%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(39.6%)、「いずれもいない」(13.6%)となっています。
- 就学児においては、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(53.3%)が最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(43.2%)、「いずれもいない」(8.8%)となっています。



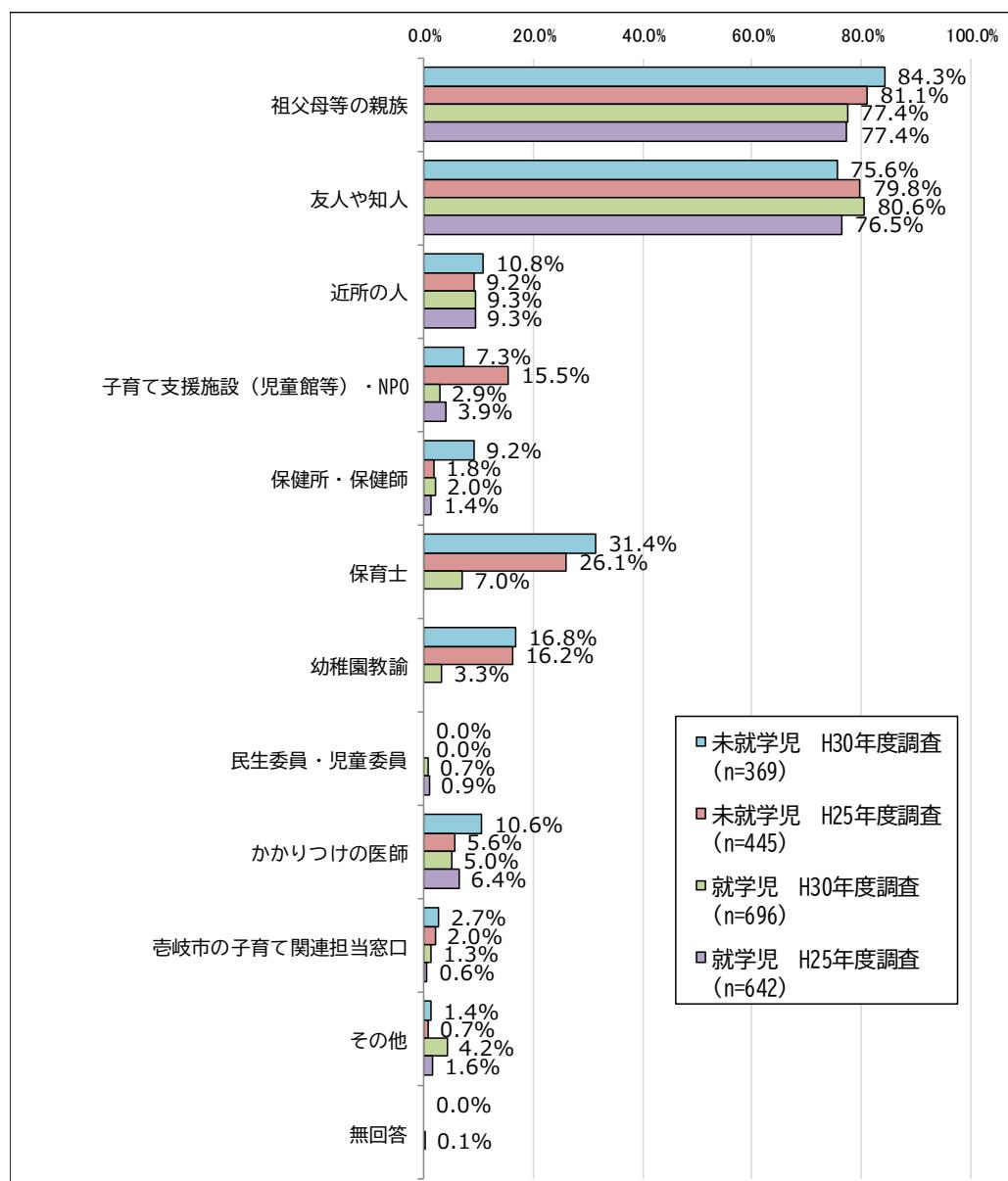
■子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所について

- 未就学児においては、「いる/ある」(79.9%)が最も高く、次いで「いない/ない」(6.3%)となっています。
- 就学児においては、「いる/ある」(84.7%)が最も高く、次いで「いない/ない」(8.8%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「いる/ある」が未就学児で13.8ポイント、就学児で4.5ポイント低くなっています。



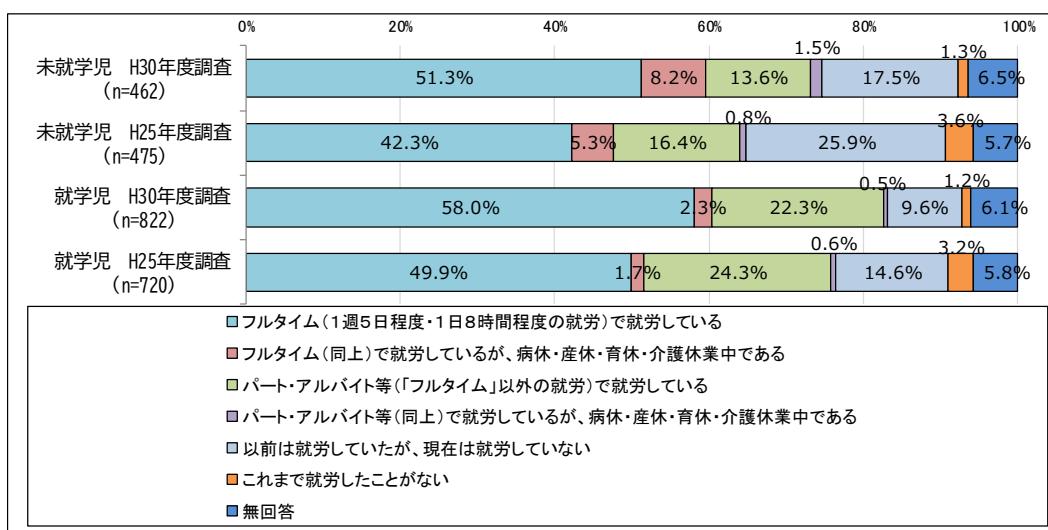
■相談できる先について

- 未就学児においては、「祖父母等の親族」(84.3%)が最も高く、次いで「友人や知人」(75.6%)、「保育士」(31.4%)となっています。
- 就学児においては、「友人や知人」(80.6%)が最も高く、次いで「祖父母等の親族」(77.4%)、「近所の人」(9.3%)となっています。



■母親の現在の就労状況について

- 未就学児、就学児ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」（未就学児：51.3%、就学児：58.0%）が最も高く、次いで未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」（17.5%）、就学児では「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」（22.3%）となっています。

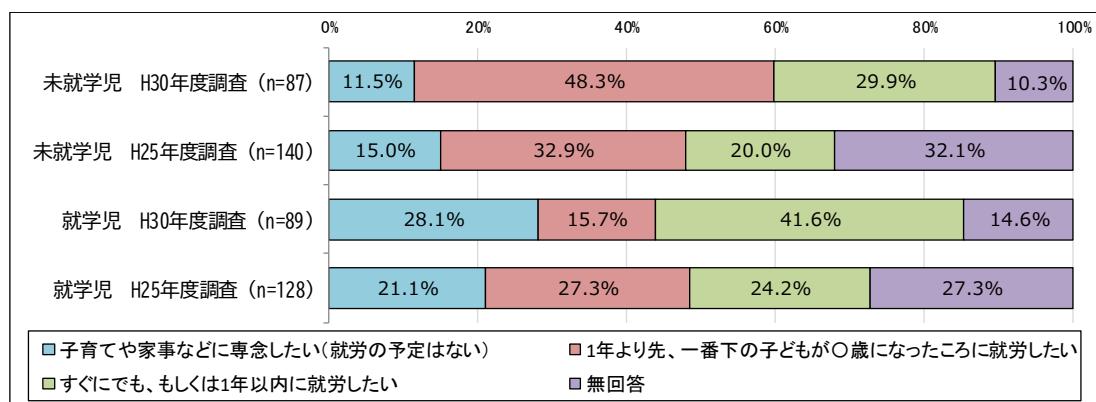


■ (就労していない母親のみ) 就労に対する希望について

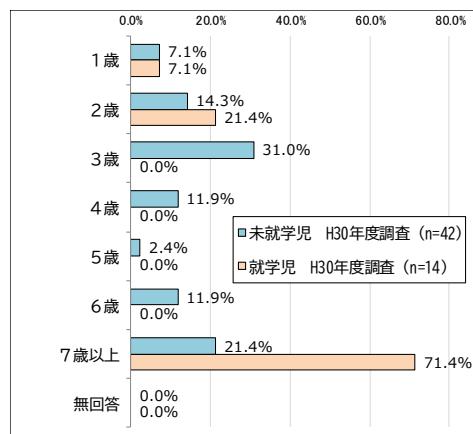
●未就学児においては、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」(48.3%)が最も高く、次に「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」が(29.9%)となっています。

「〇歳」の内訳では「3歳になった頃」(31.0%)が一番多く、次に「7歳になった頃」が(21.4%)となっています。

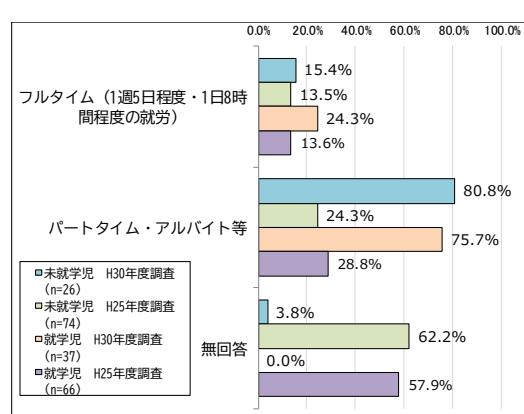
●就学児においては、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」(41.6%)、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)(28.1%)となっています。



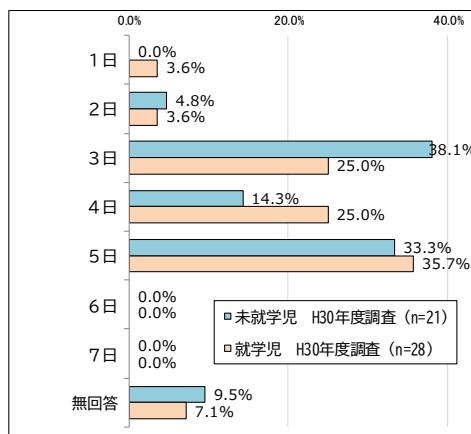
【〇歳になった頃に就労したい】



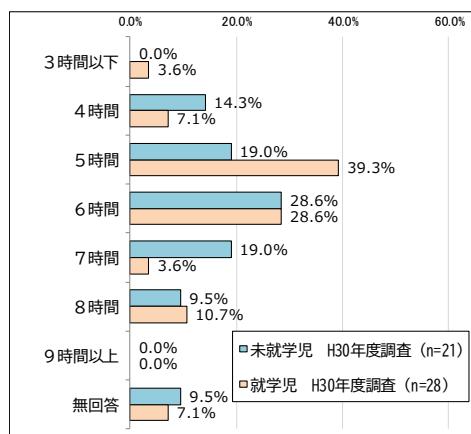
【希望する就労形態】



【希望する週当たり勤務日数】

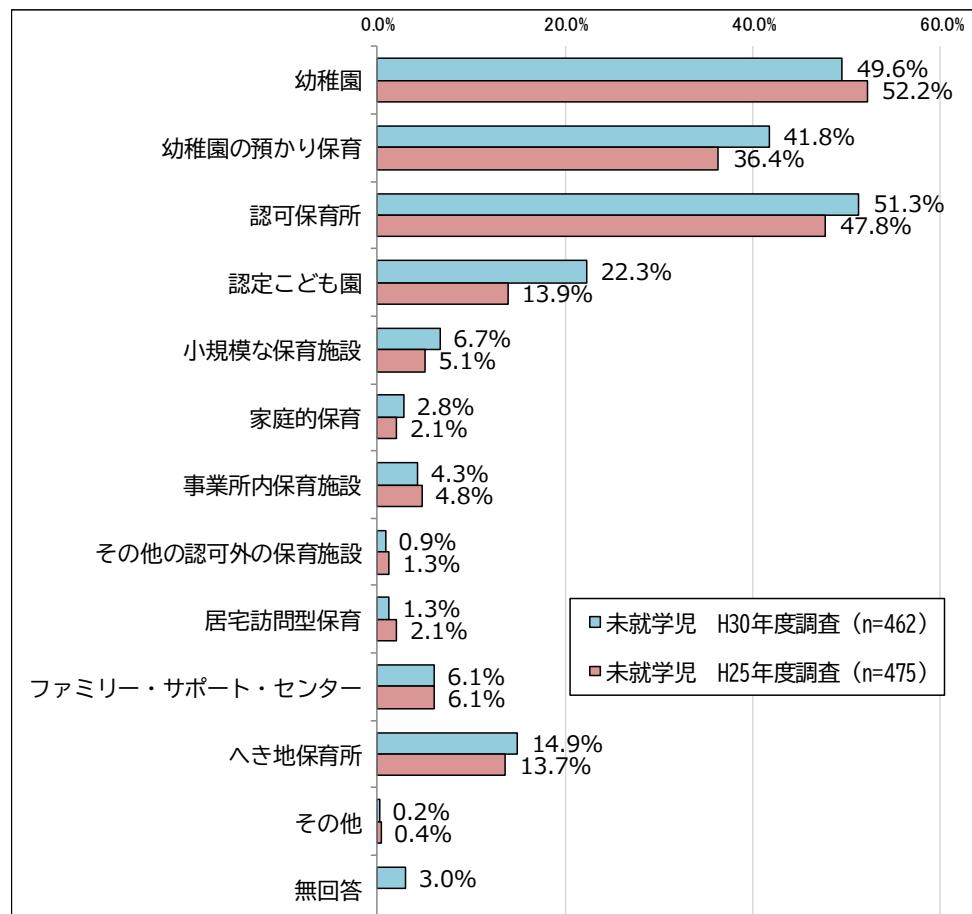


【希望する1日あたり勤務時間】



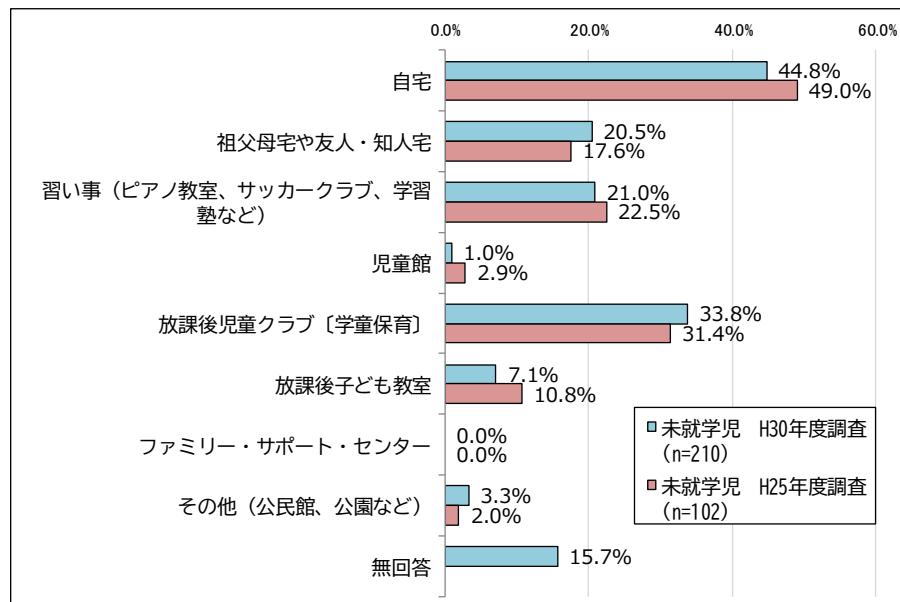
■今後、平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業について

- 「認可保育所」(51.3%) が最も高く、次いで「幼稚園」(49.6%)、「幼稚園の預かり保育」(41.8%) となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「幼稚園」は 2.6 ポイント低くなっています、「認定こども園」は 8.4 ポイント高くなっています。



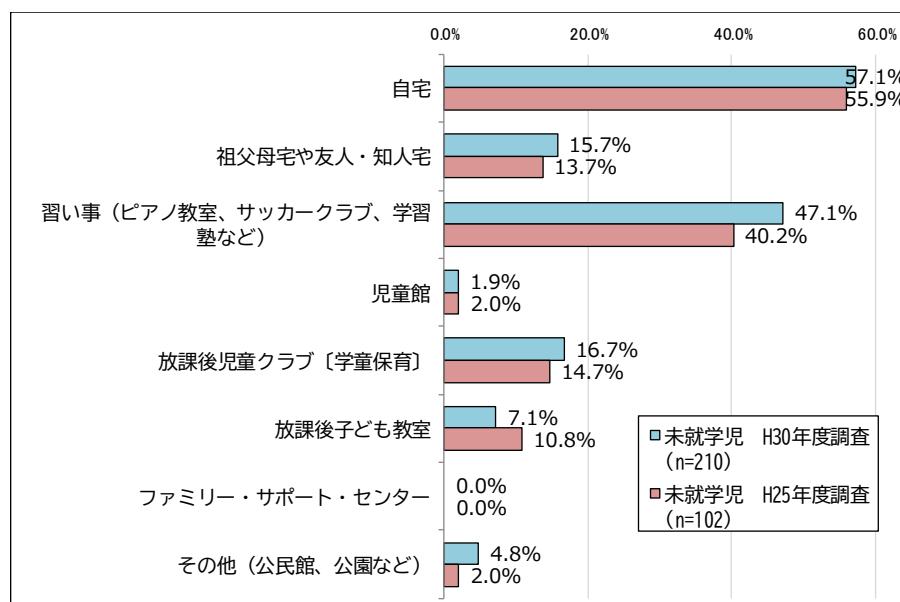
■小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について

- 「自宅」(44.8%) が最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(33.8%)、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(21.0%) となっています。



■小学校高学年（4～6年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について

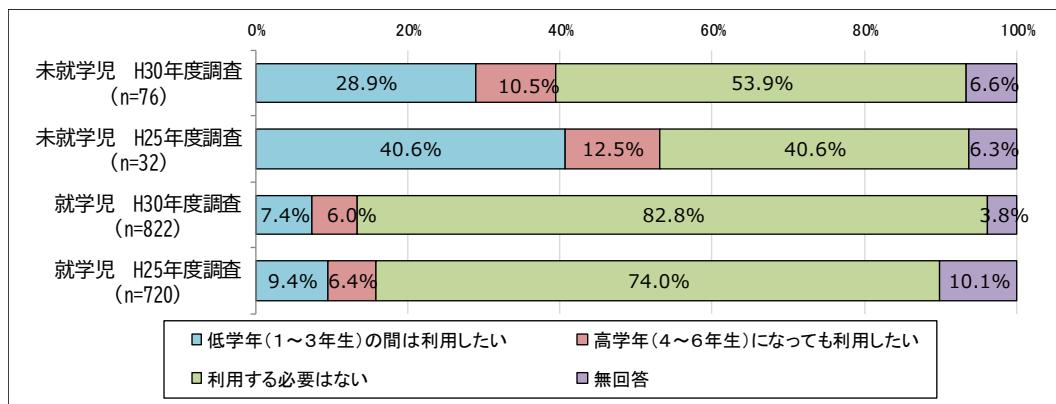
- 「自宅」(57.1%) が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(47.1%)、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(16.7%) となっています。



■土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望について

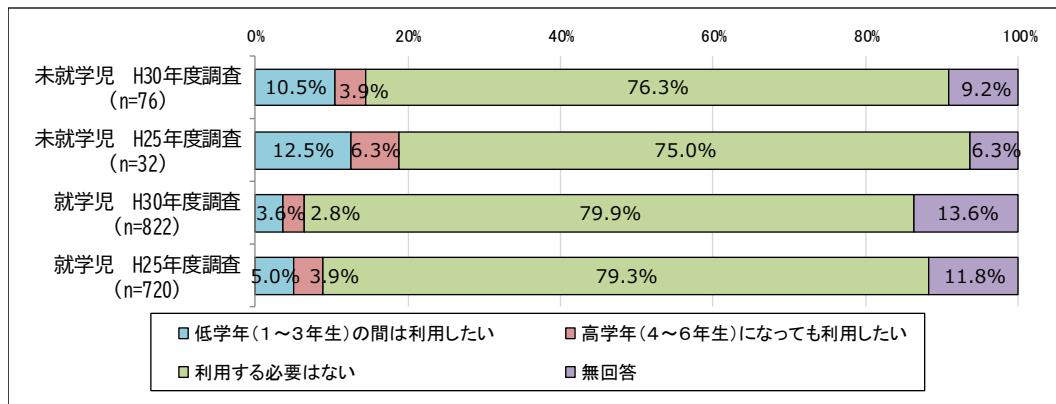
(1) 土曜日

- 未就学児、就学児ともに「利用する必要はない」(未就学児：53.9%、就学児：82.8%)が最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(未就学児：28.9%、就学児：7.4%)となっています。



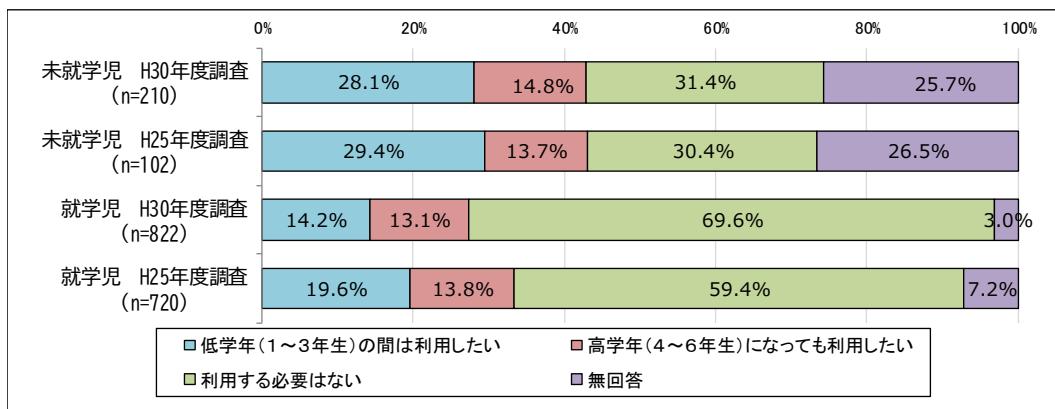
(2) 日曜・祝日

- 未就学児、就学児ともに「利用する必要はない」(未就学児：76.3%、就学児：79.9%)が最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(未就学児：10.5%、就学児：3.6%)となっています。



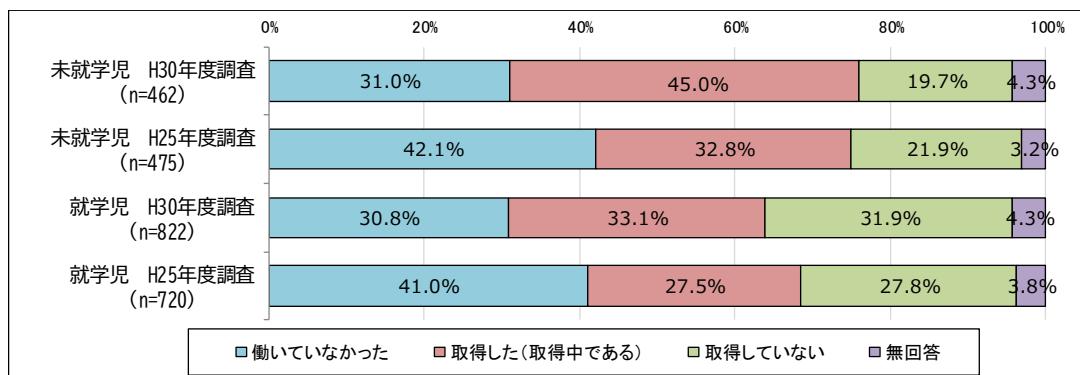
■夏休み・冬休みなど、長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望について

●未就学児、就学児ともに「利用する必要はない」（未就学児：31.4%、就学児：69.6%）が最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（未就学児：28.1%、就学児：14.2%）となっています。

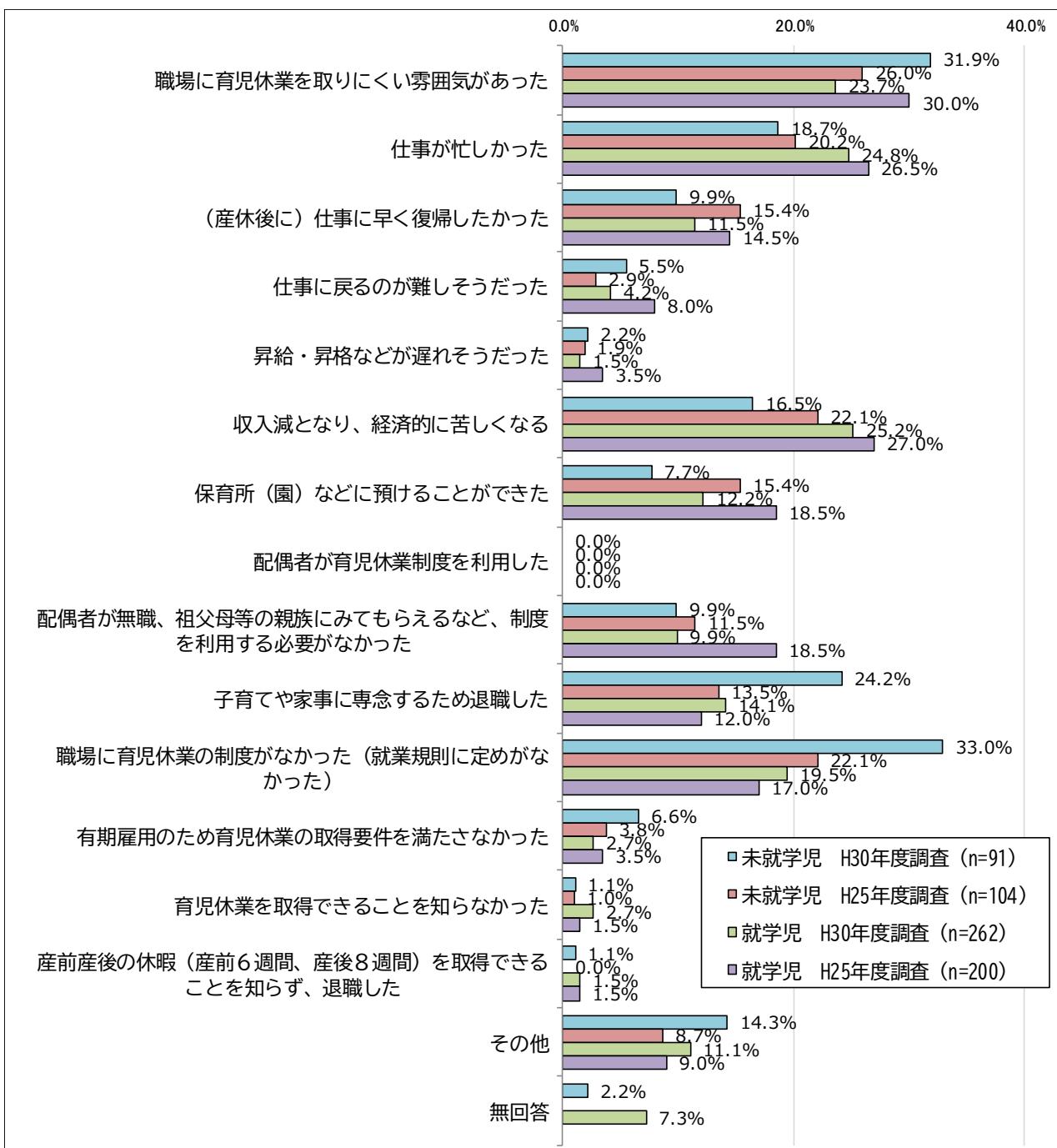


■ (母親について) お子さんが生まれた時の育児休業を取得状況と、取得しなかった理由について

- 未就学児においては、「取得した（取得中である）」(45.0%)が最も高く、次いで「働いていなかった」(31.0%)、「取得していない」(19.7%)となっています。
- 就学児においては、「取得した（取得中である）」(33.1%)が最も高く、次いで「取得していない」(31.9%)、「働いていなかった」(30.8%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果において未就学児では、「働いていなかった」は11.1ポイント低くなっています、「取得した（取得中である）」は12.2ポイント高くなっています。
- 未就学児の「取得していない」理由としては、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」(33.0%)が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(31.9%)、「子育てや家事に専念するため退職した」(24.2%)となっています。
- 就学児の「取得していない」理由としては、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(25.2%)が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(24.8%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(23.7%)となっています。



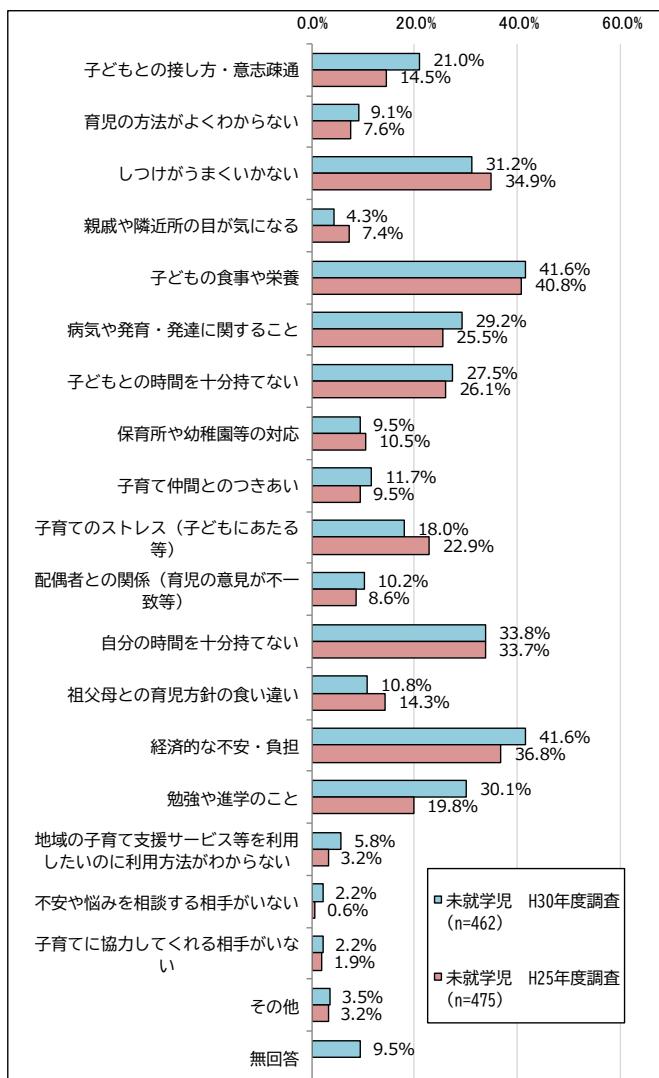
【取得しなかった（できなかつた）理由】



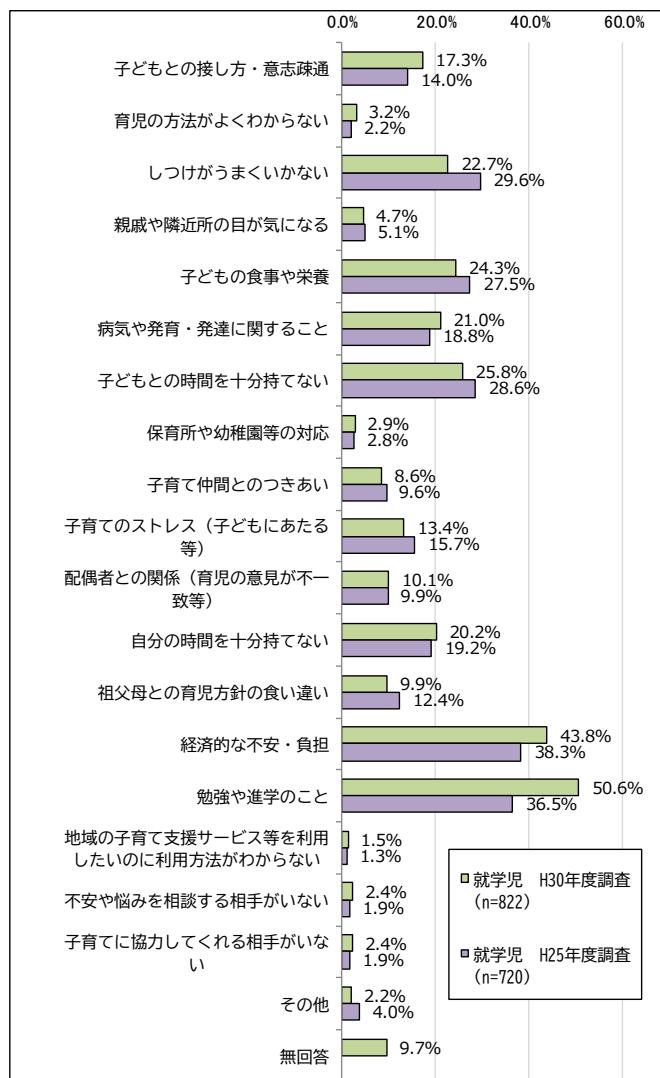
■子育てをする上での不安や悩みについて

- 未就学児においては、「子どもの食事や栄養」と「経済的な不安・負担」がともに(41.6%)で最も高く、次いで「自分の時間を十分持てない」(33.8%)、「しつけがうまくいかない」(31.2%)となっています。
- 就学児においては、「勉強や進学のこと」(50.6%)が最も高く、次いで「経済的な不安・負担」(43.8%)、「子どもとの時間を充分持てない」(25.8%)となっています。

【未就学児】

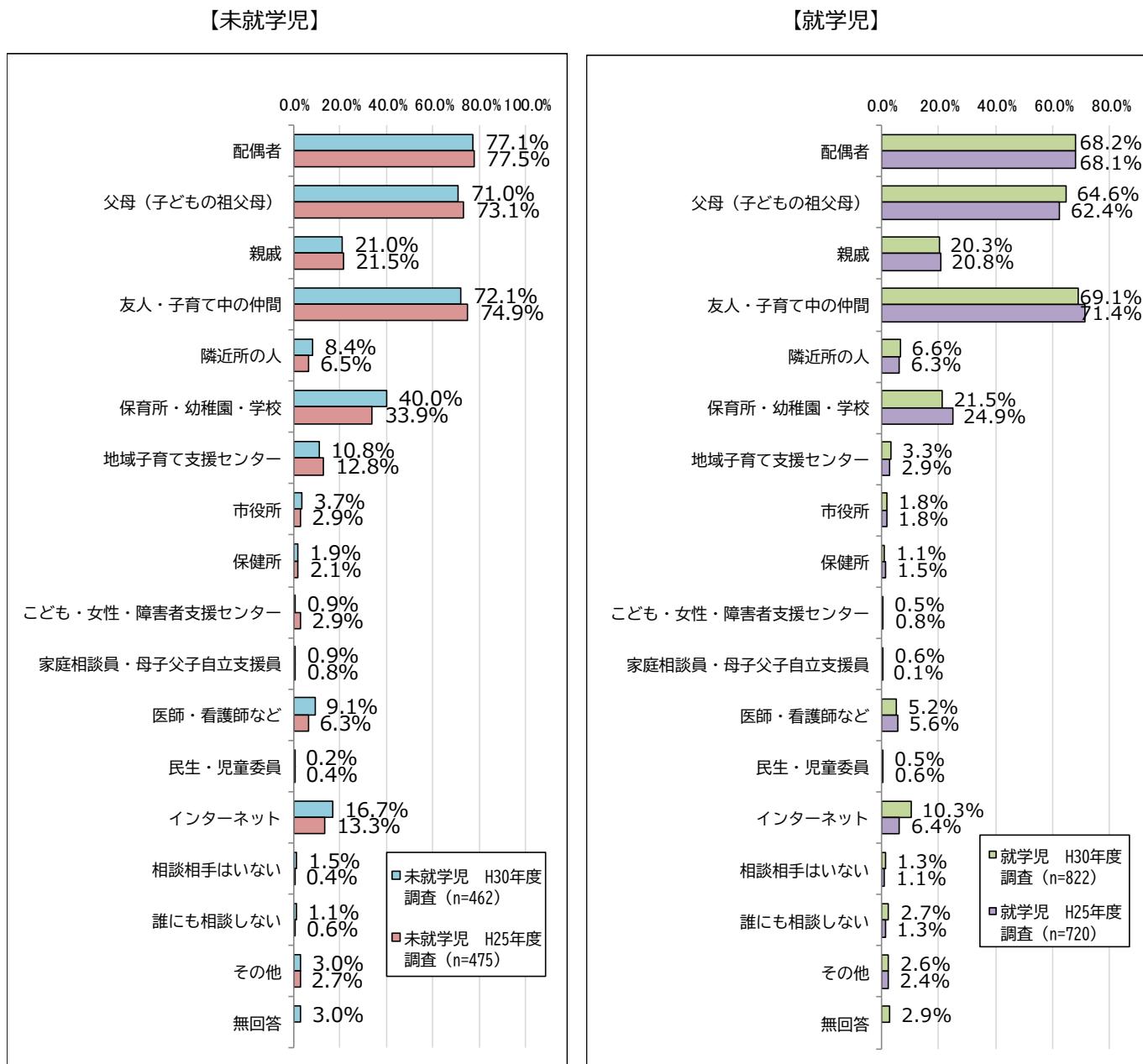


【就学児】



■子育てをする上でどのような不安や悩みに関する相談場所・相談相手について

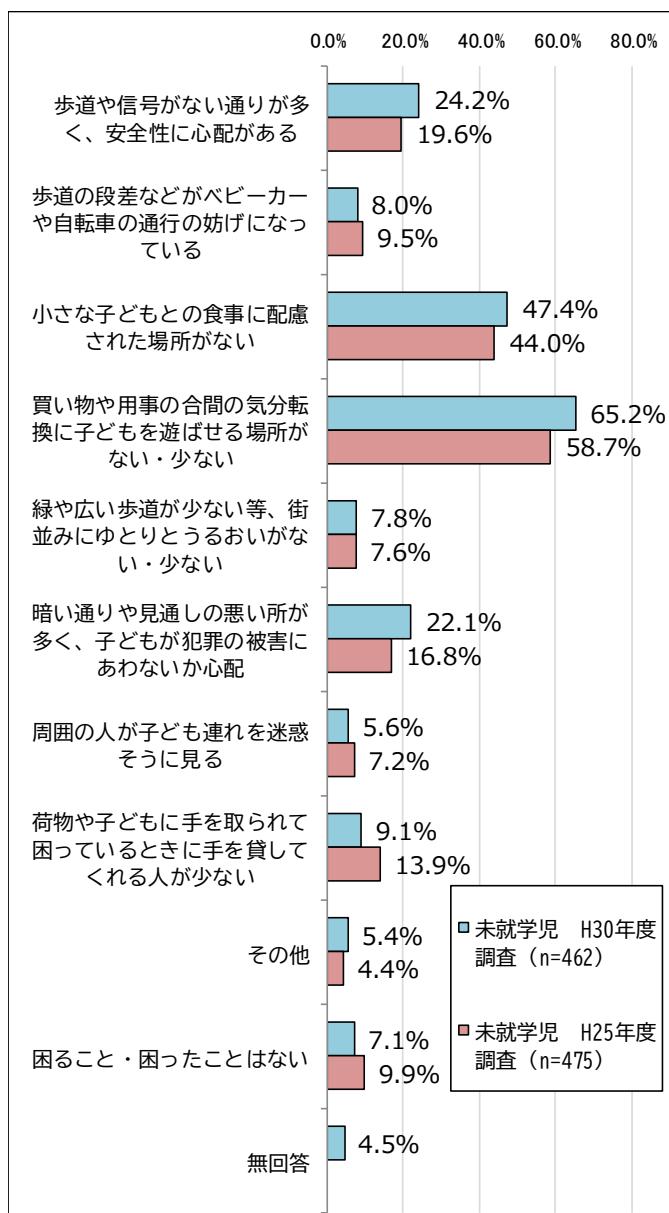
- 未就学児においては、「配偶者」(77.1%)が最も高く、次いで「友人・子育て中の仲間」(72.1%)、「父母（子どもの祖父母）」(71.0%)となっています。
- 就学児においては、「友人・子育て中の仲間」(69.1%)が最も高く、次いで「配偶者」(68.2%)、「父母（子どもの祖父母）」(64.6%)となっています。



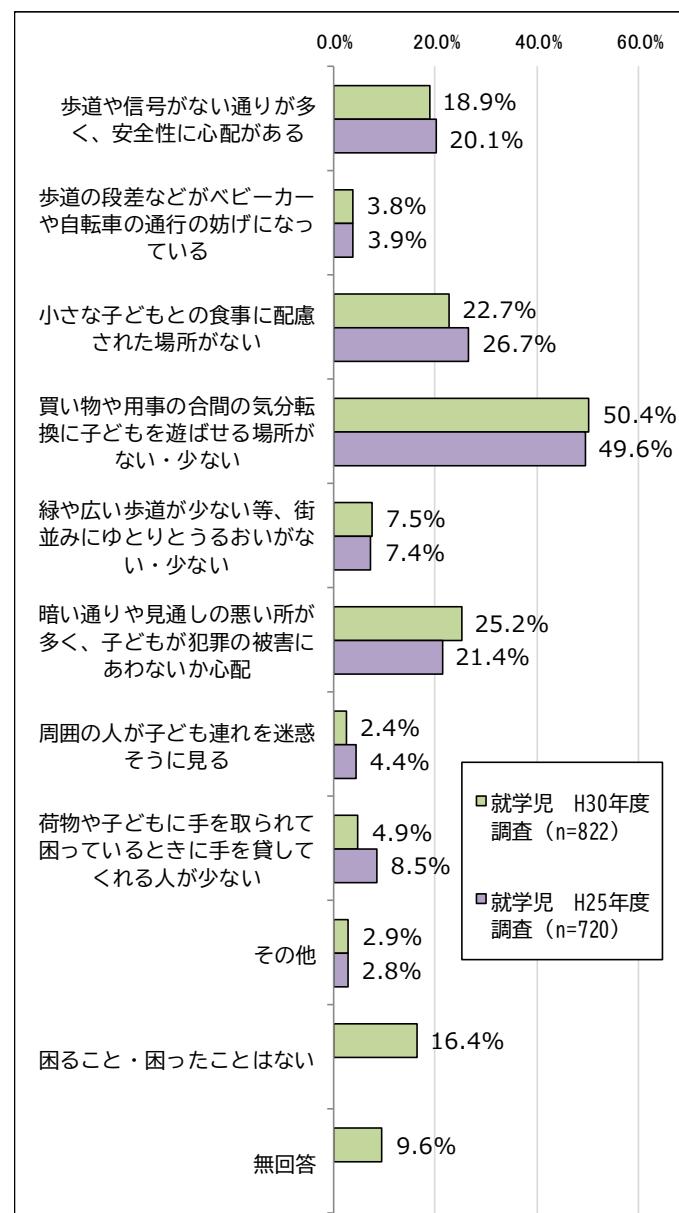
■子どもと外出するときに、困ること・困ったことについて

- 未就学児においては、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない・少ない」(65.2%)が最も高く、次いで「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」(47.4%)、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある」(24.2%)となっています。
- 就学児においては、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない・少ない」(50.4%)が最も高く、次いで「暗い通りや見通しの悪い所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」(25.2%)、「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」(22.7%)となっています。

【未就学児】



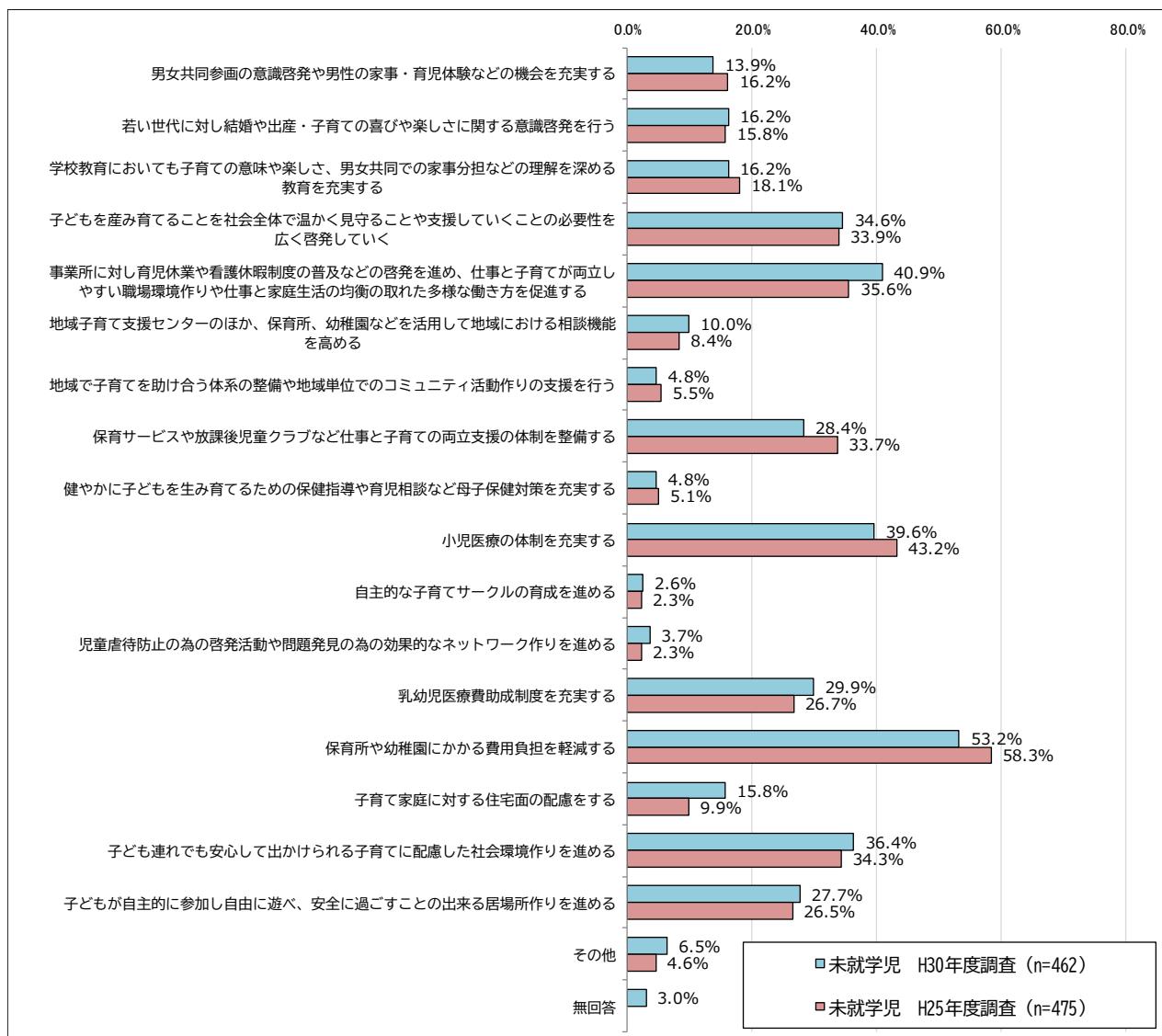
【就学児】



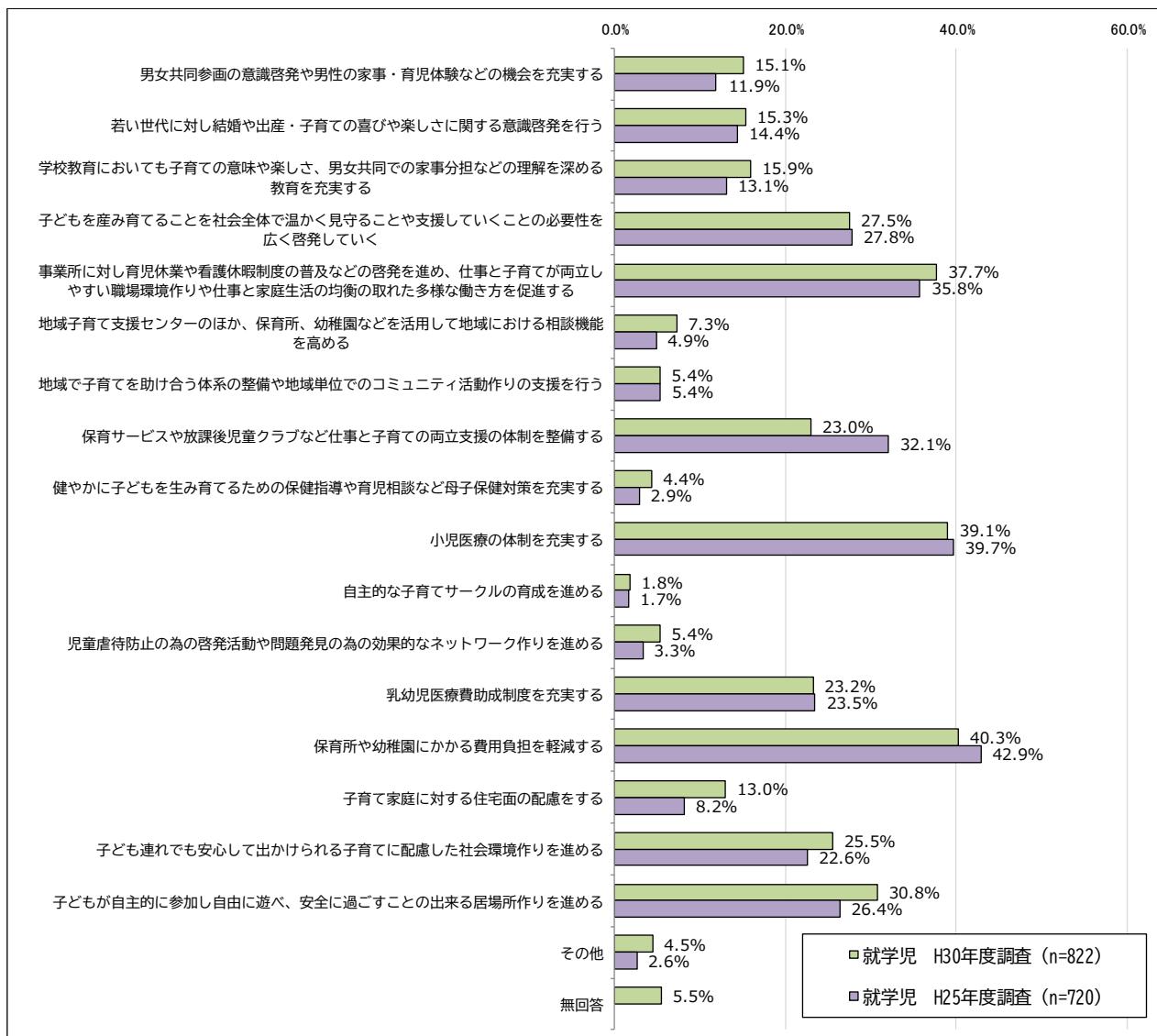
■少子化の流れを変えるために、市が取り組むべき子育て支援策について

- 未就学児においては、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」(53.2%)が最も高く、次いで「事業所に対し育児休業や看護休暇制度の普及などの啓発を進め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境作りや仕事と家庭生活の均衡の取れた多様な働き方を促進する」(40.9%)、「小児医療の体制を充実する」(39.6%)となっています。
- 就学児においては、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」(40.3%)が最も高く、次いで「小児医療の体制を充実する」(39.1%)、「事業所に対し育児休業や看護休暇制度の普及などの啓発を進め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境作りや仕事と家庭生活の均衡の取れた多様な働き方を促進する」(37.7%)となっています。

【未就学児】



【就学児】



▣ 就学児 H30年度調査 (n=822)

▣ 就学児 H25年度調査 (n=720)

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 将来像

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本市では、第一期計画において「ゆとりとやさしさで育む、癒しの島 壱岐」を将来像として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、「第3次壱岐市総合計画」の内容を踏まえ、市民一人ひとりが寄り添い、ともに助け合い、繋がりあいながら、これから壱岐の未来をつくっていく子どもたちを育んでいく環境づくりを目指し、計画の将来像を「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～」として、様々な取組みやサービスの充実を推進していくこととします。

将来像

ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐

～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～

2 基本理念

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本理念とします。

基本理念1 安心して子育てできる壱岐の島
子どもを持つ親が安心して生み育てられるための環境整備とネットワークづくりなどを進めるとともに、地域社会から仕事と子育ての両立や女性の社会進出に対する理解や協力が得られるための取組を進めます。
基本理念2 地域全体で支え、助け合う壱岐の島
地域住民の声かけを中心とした地域の密接なつながりを基本に、地域住民すべてが子ども・子育て支援の重要性に関心や理解を深め、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えることによって、地域と共に育つ取組を進めます。
基本理念3 ゆとりをもって、心身ともに健やかに育つ壱岐の島
すべての子どもたちが健やかに、たくましく育つとともに、次代の“しま”の将来を担う子どもたちが人間性豊かで、柔軟な社会性を備え、自立した親となるための取組を進めます。

第4章 子ども・子育ての環境整備

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、（1）保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、（2）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、（3）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び壱岐市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"> ●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか 	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

壱岐市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3 量の見込みを定める事業とその事業内容

対象事業（教育・保育）		事業内容
1 教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞		1号（3～5歳）が対象。認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を持つ施設。幼稚園は学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児期の学校教育を行う施設。
2 保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞		2号（3～5歳）が対象。幼稚園は上記の事業内容参照等。
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	2号（3～5歳）が対象。保育所は保護者の就労や病気などにより、家庭で子どもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。認定こども園は上記の事業内容参照。
3 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育）		3号（0歳、1～2歳）が対象。地域型保育事業は市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしており、小規模保育（利用定員6～19人）、家庭的保育（同5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。認定こども園と保育所は上記の事業内容参照。

対象事業（地域子ども・子育て支援事業）		事業内容
1 利用者支援事業		子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
2 地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場、子育て支援センター）		公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
3 一時預かり事業		幼稚園の一時預かりは通常の教育時間の終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業。一時預かり事業は保護者の仕事等の都合により子どもを一時的に預かる事業。
4 妊婦健康診査		母子の健康状態を確認するため、問診や血液検査、超音波検査などをを行う健康診査。
5 乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な事業提供につなげる事業。
6 養育支援訪問事業 （要保護児童等に対する支援に資する事業）		育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等も問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。対象は乳児家庭全戸訪問事業等により把握した必要と認められる児童や保護者等。
7 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）		会員登録した地域住民が自宅で子ども（乳幼児及び小学生）を預かる事業。預かる会員と預ける会員による相互援助活動。
8 子育て短期支援事業（ショートステイ）		保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育が困難な場合に、児童養護施設などで子どもを預かる事業。
9 延長保育事業		11時間の開所時間の前後の時間に、さらに延長して保育を実施する事業。
10 病児・病後児保育事業		子どもが病気などのために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労などにより家庭での保育が難しいときに、子どもを医療機関などに併設した施設で預かる事業。
11 放課後児童健全育成事業 （学童保育所・学童クラブ）		放課後等、就労などにより昼間家庭に保護者のいない子どもを対象に、放課後児童支援員の支援の下で遊びや生活の場を提供する事業。

4 児童人口の推計

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、2013（平成25）年以降の毎年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出した数値を参考に推計を行いました。

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

単位 (人)	基準値 令和5年	推計値				
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
0歳	96	130	126	122	117	112
1歳	147	98	132	128	124	119
2歳	140	146	98	132	128	124
3歳	144	140	146	97	132	128
4歳	186	142	138	144	96	130
5歳	175	184	140	136	143	94
6歳	201	175	184	141	136	143
7歳	201	199	173	182	139	135
8歳	207	203	201	175	183	140
9歳	219	202	198	197	171	179
10歳	224	218	202	198	196	170
11歳	229	218	213	197	193	191
合計	2,169	2,055	1,951	1,849	1,758	1,665

(単位：人)

5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和2年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
①認定実績		244	364	56	262
確保方策	幼稚園・認定こども園	660			
	認可保育所・認定こども園	30	299	74	237
	へき地保育所		230		
	地域型保育事業			26	50
	②確保方策の合計	690	529	100	287
		②-①	446	165	69

■令和3年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
①認定実績		216	363	55	265
確保方策	幼稚園・認定こども園	660			
	認可保育所・認定こども園	30	299	74	237
	へき地保育所		230		
	地域型保育事業			26	50
	②確保方策の合計	690	529	100	287
		②-①	474	166	67

■令和4年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
①認定実績		192	368	52	226
確保方策	幼稚園・認定こども園	660			
	認可保育所・認定こども園	30	299	74	237
	へき地保育所		230		
	地域型保育事業			26	50
	②確保方策の合計	690	529	100	287
②-①		498	161		109

■令和5年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
①認定実績		172	330	36	226
確保方策	幼稚園・認定こども園	660			
	認可保育所・認定こども園	30	299	74	237
	へき地保育所		230		
	地域型保育事業			26	50
	②確保方策の合計	690	529	100	287
②-①		518	199		125

■令和6年度

(単位：人)		1号	2号	3号	
				0歳	1、2歳
①量の見込み		159	305	49	192
確保方策	幼稚園・認定こども園	660			
	認可保育所・認定こども園	30	299	74	237
	へき地保育所		110		
	地域型保育事業			26	50
	②確保方策の合計	690	409	100	287
	②-①	531	104		146

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年級の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。

【確保方策】

各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。



6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【量の見込み】

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などの実施とされています。

本市では平成26年に壱岐子どもセンター内に妊娠・出産・子育てに関して切れ目ない支援を目指した相談窓口を開設し、事業を実施しています。

【確保方策】

現在事業を実施している箇所で実施し、ニーズに対応していきます。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日／月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100
箇所数	3	3	4	4	4
確保方策	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している箇所で実施し、ニーズに対応するとともに、計画年度内に新たに2箇所の開設を検討し、更に幅広く市民のニーズに対応していきます。

(3)一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

※幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,200	2,200
箇所数	9	9	9	8	8
確保方策	2,500	2,500	2,500	2,200	2,200

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）で確保します。

※保育所における入所児以外を対象とした一時預かり

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,500	3,500	3,500	3,000	3,500
箇所数	6	6	6	5	6
確保方策	3,500	3,500	3,500	3,000	3,500

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

既存の実施場所にてニーズ量の確保が可能です。今後も継続して事業の展開を図ります。

④妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：回数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
確保方策	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。本市では妊婦一般健康診査14回分を公費助成しています。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	180	180	180	180	180
確保方策	180	180	180	180	180

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

今後も継続して全対象者の把握に努めるとともに、多様なケースに対して適切に対応ができるように府内各課及び関係機関と連携して事業の展開を行います。

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	40	40	65	65
確保方策	40	40	40	65	65

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

妊産婦、新生児、乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問）後に養育上必要と認められる場合、養育支援訪問として数回の訪問指導を行っています。今後も継続して事業を実施します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ここでは就学児が対象）

(単位：件数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	150	160	160	170	170
確保方策	150	160	160	170	170

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

今後も依頼会員の増加によるニーズの増加が見込まれます。提供会員の確保に努め、ニーズに対応できるよう事業の展開を図ります。

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

⑩病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

(単位：人日／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	350	350	350	350	350
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	350	350	350	350	350

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

本市では市内 1 箇所にて事業を実施しています。現在の利用可能数でニーズ量に対応するとともに、事業全体としての利便性の向上や体制面の更なる向上などについて隨時検討を行います。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人／年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	87	88	85	77	75
	2年生	73	68	69	58	57
	3年生	49	45	42	39	37
	4年生	29	29	27	41	40
	5年生	12	11	11	21	21
	6年生	9	8	8	6	6
	合計	259	249	242	242	236
箇所数		6	6	6	6	6
確保方策		250	250	250	250	250

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を10%増で見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

【確保方策】

今後しばらくは利用希望者が増加する可能性があります。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

7 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。本市では平成31年4月より「石田こども園」が開園し、幼児教育・保育事業と併せて、園庭の開放や子育て支援室の開催などを実施しています。

本市においては、第3次壱岐市総合計画の取組み内容に基づいて、令和6年度までに4施設の開園を目指し、開園場所や運営に関する事項、人材の確保等について検討を進めています。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善、及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

8 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

本市においては、児童虐待防止の啓発に努めるとともに、児童虐待事案の解決に向け、壱岐市要保護児童対策地域協議会の一層の充実、関係機関の役割の明確化・情報共有の強化等の関係機関の連携強化に努めます。また、子どもが虐待等の被害にあった際、一刻も早く救済され、立ち直ることができるよう、被害を受けた子どもに対して、より迅速かつ適切な対応を行うことができる体制の充実を図ります。

①子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

②児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、壱岐市要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

④社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、本市の子育て支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して長崎県が策定するひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

本市においては、本市が策定している「障がい者福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づいてサービスの供給体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の更なる連携促進に努め、すべての子どもとその保護者が安心して子育てができる地域づくりを推進します。

また、発達障害ではないかと思われる子どもとその保護者に対しても、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）などを活用して、相談支援の充実や関係機関や病院等との連携体制の充実を図るとともに、周囲の理解を深めるための周知・啓発活動を推進します。

9 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進める目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

（1）放課後子ども教室の概要

現在、本市では小学校区で4教室実施しています。それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、子どもたちが放課後を安全に過ごせる居場所づくりとして実施しています

（2）放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも、市内の子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室・余裕教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施については、各教室での実施状況や保護者のニーズなどを踏まえ、検討しています。

今後も放課後児童クラブの実施主体である**いきいろ子ども未来課**と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会との間で協議の場を設け、実施内容や体制面など含めて検討します。

■計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	4	4	7	7	7

■計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

(単位：人／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	6	6	6	6	6
定員数	250	250	250	250	250

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

10 その他の関連施策

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされていることを踏まえ、育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要です。

本市では、産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう提供体制の確保に努めるとともに、母子手帳の交付や乳幼児健診の受診、訪問指導活動等の保護者と接するあらゆる機会を活用した保護者に対する情報提供や、必要に応じた相談支援に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や市ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。



第5章 施策の展開

1 子どもの体を育む環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊産婦や乳幼児などへの各種健診事業や新生児訪問、母子保健支援事業の充実強化を推進するとともに、地域に密着した保護者の交流の場となるような事業の展開を図ります。
- 母親自身の健康づくりの視点から、妊娠、出産、育児に関する学習の場としての機能を充実します。
- 令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設・整備し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援と、相談体制の充実を図ります。
- 妊娠期からの歯科保健事業を通し、口腔の健康意識を向上させ、幼児期のむし歯の減少に努めます。
- 障がいや発達に遅れのある子どもの早期発見や必要な療育、指導が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
妊産婦保健事業	<p>妊婦健診、妊婦訪問指導、妊娠届出時指導、妊婦相談などを通して、妊娠中を安心して過ごすことができる環境づくりを一層充実します。</p> <p>妊産婦については、産科医療機関との連携によりマタニティ教室での産科保健教育や医療情報交換などを推進するとともに、産科医療機関等との連絡会の充実を図ります。</p> <p>また、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用し、相談事業の充実、支援プランの作成に基づいて支援を行います。</p>	いきいろ 子ども未来課
乳幼児健康診査	<p>乳幼児の健全な発育発達を促進するため、「4～5ヶ月児」から「3歳児」までに成長段階ごとの健診を実施します。</p> <p>また、未受診者に対しては、電話連絡や訪問といった受診勧奨を行うとともに、スタッフ間で情報の共有を行い、関係機関との連携もとりながら支援を行います。</p> <p>【平成30年度受診者率】 乳児健診：97.2% 1歳6か月児健診：99.5% 3歳児健診：99.5%</p>	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
予防接種事業	<p>麻しん等の各種感染症の予防のため、予防接種を行います。安全に効率よく接種するために、個別接種の委託先である市内医療機関との連携を密にしながら、接種率の向上に努めます。</p> <p>また、予防接種法の改正に準じた実施内容や実施体制の見直しを行います。</p>	健康増進課
歯科保健事業	<p>乳幼児のむし歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ化物塗布を行います。</p> <p>乳幼児歯科相談・1.6歳児健診・3歳児健診を月1回実施し、希望者に対しフッ化物塗布を行います。また、3歳児健診受診3か月後に市内歯科医院でフッ化物塗布が無料でできるフッ化物塗布券を交付し、歯科医院での定期管理につなげます。</p> <p>(令和4年12月現在では、新型コロナウイルス感染症の拡大等で乳幼児歯科相談でのフッ化物塗布は実施していません。代わりに歯科医院でのフッ化物塗布を1回から4回に増やし、定期管理につなげています。)</p>	健康増進課
妊産婦新生児訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	<p>妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて問題ケースの把握などや対応も図ります。</p> <p>今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。</p>	いきいろ 子ども未来課
乳幼児等訪問指導 (養育支援訪問事業)	妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。また、医療機関と連携し、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用しながら継続して必要な支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
栄養事業 (離乳食教室)	<p>乳幼児期の健全な発育が行われるよう、食習慣の確立を図り、バランスのとれた栄養素の確保、また発育とともに咀しゃく能力や嗜好性に問題が生じないような適切な進め方、調理法などを普及させ、食育の推進を図ります。</p> <p>また、母子手帳アプリで9か月の保護者に離乳食教室の案内を配信するなど、中期以降の不安や疑問の解消につながるよう努めます。</p>	いきいろ 子ども未来課
乳幼児発達支援事業 (お遊び教室・こども相談)	<p>発達面等が気になる乳幼児や育児不安を抱えた保護者を支援するため、専門的相談や養育方法の提供を行います。</p> <p>今後も対象者の把握を行い適切な時期にアプローチするとともに、技術支援の継続を県（保健所）に依頼するなど相談スタッフの体制強化に努めます。</p>	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
相談事業 (いきいろ相談)	乳児期から就学前の発達、発育の確認、保護者の育児不安等の相談等、継続的支援を行います。 継続して育児相談の場所の確保を行うとともに、子育てに関することや発育・発達に関する相談場所の周知を行います。また、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）での相談事業の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課

(2) 小児医療の充実

- 医療費の負担軽減を図るため、自己負担分（全部又は一部）の助成をします。
- 休日・夜間での小児科専門医の配置を含めた救急医療体制づくりを促進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児・子ども医療費助成事業	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児医療費支給制度については、壱岐市独自に3歳未満の自己負担額（時間内診療分に限る。）無料化を実施しています。また、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いに対応しています。平成29年度4月診療分からは、医療福祉制度を拡充し、中学校卒業時まで負担軽減を図っています。 今後も更なる制度拡充などを検討するとともに、県と調整しながら実施します。	いきいろ 子ども未来課
救急医療体制確立事業	休日・夜間の小児科救急について、関係機関と調整して実施します。 小児科医師を確保するとともに小児科を診療科目とする保険医療機関の増加を目指します。 また、地域での小児医療連携の確立を目指します。	健康増進課

(3) 食育の推進

- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を推進します。
- 保護者に対する食生活改善指導等を推進し、小児生活習慣病の予防と適切な食生活の確立を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
家庭における推進	<p>家庭は食育の基本となる場所であるため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を行うため、郷土料理教室や健康料理教室の参加を推進します。</p> <p>また、「食事バランスガイド」の普及や食育講演会の開催など、生活習慣病予防を視野に入れた食育を推進するとともに、朝食の大切さなど子どもだけでなくすべての世代に対して食育を推進します。</p>	健康増進課
農林・水産等における推進	子どもたちへの農業体験、水産体験教室などの教育ファームを通して、自然の恵みを受けた新鮮な地場産品や生産者の顔の見える「食の安心・安全」を届け、食の大切さ、感謝の気持ちを育むため、家庭や学校給食等への地域農水産物の導入促進や、水産業の振興と連動した魚食普及を推進します。	農林課 水産課
地区組織における推進	<p>食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動の一つとして、地域での「各種料理教室」や「生活習慣病予防教室」を実施します。</p> <p>また、各世代を対象に、食生活の大切さについての学習や調理実習を行い、地域の食文化も併せた情報提供を行います。小中学校のゲストティーチャーとして、調理実習などの体験学習の機会を充実します。</p>	健康増進課
保育所・幼稚園における推進	保育所指針・幼稚園教育要領に基づき、「生きる力」の基礎となる健康な心と体を育てるため、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどして、進んで食べようとする気持ちを育みます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
学校における推進	<p>教育活動に食育を位置づけ推進することで、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。</p> <p>全小中学校で策定している食育全体計画に基づき、食育を推進します。</p> <p>また、本市に設置しているブロック別食育推進協議会において、今後も専門的な知識を有する栄養教諭等と連携して食育を推進できる環境を整備していきます。</p>	教育委員会

2 地域における子育ての支援

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア. 確かな学力の向上

○基本的な学習態度を培うとともに、基礎学力の定着を図るため、T・T（チーム・ティーチング）や少人数による授業等により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。

○児童・生徒の「生きる力」を伸ばす指導者として、教職員の資質の向上を図るために、各種研修を行います。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
少人数学級の拡大	少人数指導、T・T（チーム・ティーチング）、習熟度別指導などを積極的に取り入れ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。	教育委員会
タフ事業研究発表会	タフな子どもを育むため、その1つの要素である「学力」に焦点化した研究について、毎年市内から2校を「タフな子どもを育むための実践推進事業」の研究校に指定して推進します。	教育委員会
教職員の資質向上	教職員の資質及び専門性の向上を図るため、各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動への支援を行います。	教育委員会
生涯学習推進事業	各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。	教育委員会
外部人材の活用	小中学校の活性化を図るため、外部人材（ゲストティーチャー、スクールボランティア等）の積極的な活用を図ります。 また、市教委で地域人材の登録を行い、学校が申し込む等のシステム構築を行います。	教育委員会

イ. 豊かな心の育成

- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。
- 教育相談の内容が多様化、深刻化していることから、各学校でカウンセラー等の専門家と連携した相談体制の充実を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
地域と学校の連携・強化	小中学校が地域の特性や児童生徒の個性を生かし、道徳授業の公開や様々な体験活動や地域との連携・交流を通して、心豊かな児童生徒の育成を図ります。	教育委員会
学校と児童委員・主任児童委員活動の連携	学校と児童委員・主任児童委員による連携を強化して、地域に密着した相談活動の充実を図ります。	教育委員会
道徳教育の推進	児童生徒の道徳性を図るため、地域との交流や体験活動などを取り入れ、道徳の時間の充実と道徳的実践力の育成を行います。 また、各校ゲストティーチャーとして地域の人材を招くなど、道徳科の授業の充実を図ります。	教育委員会
心の教室相談員と児童委員・主任児童委員の連携	学校及び地域での児童の状況を連携して把握することにより、個々の実情にあった相談活動を図ります。また、相談員と児童委員・主任児童委員との交流研修やケース会議を行います。	教育委員会
ココロねっこ運動の学校・地域連携	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、学校・地域が連携して推進するとともに、課題を共有できるよう努めます。	教育委員会
読書活動の推進	読書活動を推進するため、朝の10分間読書活動や家庭での親子10分間読書などの奨励を行います。また、図書ボランティアの活用も推進します。 また、子どもの図書への関心を高める取組や、図書館教育担当を中心とした全職員で取り組む体制づくり、学校司書と連携した取組等を通して、読書に関心を持つようなきっかけ作りに努めます。	教育委員会

ウ. 健やかな体の育成

- 子どもたちにスポーツ活動の機会を提供することにより、子どもの健やかな成長を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
青少年スポーツの推進	<p>スポーツの普及振興を図るため、施設の修繕など市民の方が安全に使用できるようにスポーツ施設の整備を行います。</p> <p>また、各団体の指導者を対象とした講座への参加を推進します。</p>	教育委員会

エ. 信頼される学校づくり

- 学校評議員の活用を通して、地域及び家庭と学校との連携・協力に努めます。
- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
「心の教室相談員」推進事業	スクールカウンセラー配置校を除いた中学校に「心の教室相談員」を配置して、生徒の悩みなどの相談に対応します。	教育委員会
特色のある学校づくりの推進	統合的な学習の時間等を活用して、職業体験などの体験活動や地域の人材を講師として招いた授業など、学校と地域の協働による特色ある学校づくりを推進します。	教育委員会
PTA活動への支援	PTA、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	教育委員会
郷土の歴史文化伝統継承活動	子どもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会
児童委員・主任児童委員との連携（再掲）	学校と児童委員・主任児童委員による連携を強化して、地域に密着した相談活動の充実を図ります。	教育委員会
家庭児童相談員との連携	いきいろ子ども未来課内に配属された家庭児童相談員と課内で連携し、家庭児童についての相談業務の更なる充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課

才 幼児教育・保育の充実

○幼稚園・保育所の一元化に向けて、本市においても研究を行っていきます。

○障がいのある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。

○幼児教育に関する情報交換や研究等を行うため、幼稚園、保育所、小学校の連携に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
幼稚園と保育所の一元化	<p>壱岐市子ども・子育て会議において、公立幼稚園及び公立保育所のあり方について議論を行い、一貫した総合施設の設置等、幼稚園と保育所の運営について検討しています。</p> <p>令和元年度に、石田幼稚園と石田保育所を統合し、石田幼保連携型認定子ども園を開設しました。今後も芦辺町・勝本市内幼稚園を統合するなど、幼児教育の充実を図るとともに、恒常的に不足する幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。</p>	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
障がい児対策	<p>集団保育が可能な障がい児の受入を行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。</p> <p>また、保護者が健常児との集団保育を希望される場合には、障害の状態を充分考慮して、可能な限り対応します。</p>	いきいろ 子ども未来課
幼・保・小の連携強化	<p>保育や授業を参観し合うとともに、情報交換の場を設定し、連携強化を図ります。</p> <p>また、認定こども園化等を推進し、更なる幼・保・小の連携強化を図ります。</p>	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
病児保育	現在市内の医療機関に委託し実施しています。今後も委託先の医療機関との連携を密にするとともに、利用者のニーズに合わせた事業の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課

(2) 児童の健全育成の推進

- 放課後や週末等に子どもが自由に集い、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進しています。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を推進するとともに、必要に応じて設置を検討します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。	いきいろ 子ども未来課
学童保育の充実	<p>雇用、保護者のいない小学生児童の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブの設置を支援します。</p> <p>現在、すべての小学校区の児童が利用できるよう、市内6クラブへ業務を委託して実施しており、放課後や長期休業中等に、児童の健全な育成を図るために適切な遊び及び生活の場の確保と、育児と仕事の両立ができる子育て環境を確保しています。</p> <p>家庭、地域等との連携の下、さらに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るとともに、地域のニーズに合わせた放課後児童クラブの設置促進を図る。</p>	いきいろ 子ども未来課
子育てネットワークの充実	<p>子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。</p> <p>令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。</p>	いきいろ 子ども未来課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
学校施設の開放	<p>学校施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。</p> <p>体育施設の器具が古くなっているので、事故防止のため更新するように努めるとともに、利用者のマナーアップに努め、利便性の向上を図ります。</p>	教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
社会教育施設、文化施設、社会体育施設などの活用	子どもの居場所として、市内の図書館、公民館、体育館等の社会教育施設を充実し、その活用を促進します。また、市民が安全に利用できるように、施設の維持管理に努めます。	教育委員会
ココロねっこ運動の推進	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成13年から推進しています。 少子化・高齢化・核家族化・地域づきあいの希薄化もあり、推進が難しくなっていますが、ココロねっこ運動の主旨を説明し、今後も理解を求めていきます。	教育委員会
生涯学習推進事業（再掲）	各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。	教育委員会
放課後子供教室の整備	市内7か所で実施されている放課後子供教室については、未実施校区の実態調査、把握を行い、計画的な整備を推進します。	教育委員会
放課後子供教室の具体的な運営方法	放課後子供教室の運営方法に関しては、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施について、余裕教室の活用状況の定期的な調査や連携型への移行のための支援員やボランティアの配置など具体的な検討を行うとともに、市民のニーズの把握に努めます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会

（3）思春期保健対策の充実

- 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 将来に向けて健康を害するがないよう、より良い生活習慣の確立に向けて、正しい知識の普及等に努めます。
- 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓発と未成年の飲酒・喫煙の防止に努めます。
- 子どもの心や身体の悩みに対処するため、相談体制の充実に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
健康教育・保健指導の充実	関係機関と連携して、食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや性、喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する教育を行います。	健康増進課
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置します。	教育委員会
児童相談所との連携強化	ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
相談対応	心の問題に悩んでいる青少年や家族からの相談があった場合には、壱岐保健所等の適切な機関へつなぎます。	健康増進課

(4) 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てるこの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。
- 中・高校生が乳幼児とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。
- 未婚の男女に出会いの場を提供します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中・高等学校において総合的な学習の時間や特別活動を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。また、各学校に男女共同参画関係の図書を配付するなどの取り組みを行います。	政策企画課
妊産婦保健事業（再掲）	<p>妊婦健診、妊婦訪問指導、妊婦届出時指導、妊婦相談などを通じて、妊娠中を安心して過ごすことができる環境づくりを一層充実します。</p> <p>妊産婦については、産科医療機関との連携によりマタニティ教室での産科保健教育や医療情報交換などを推進するとともに、産科医療機関等との連絡会の充実を図ります。</p> <p>また、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用し、相談事業の充実、支援プランの作成に基づいて支援を行います。</p>	いきいろ 子ども未来課
赤ちゃん広場	出産前の親が直接乳幼児と触れ合ったり、乳幼児期の親との交流の機会をつくり、親育ち支援に努めます。	いきいろ 子ども未来課
ふれあい交流事業	民間が企画・立案した交流事業などを支援し、結婚の推進に努めます。	政策企画課

3 社会全体で子育てを支える環境づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

○保育所や幼稚園等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換・相談の場の提供などにより、サービス利用者間のネットワークづくりの支援や気軽に相談できる場づくりを促進します。

○各種子育て支援サービス等が利用者に周知されるよう、情報提供を行います。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てネットワークの充実（再掲）	<p>子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。</p> <p>令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。</p>	いきいろ 子ども未来課
児童館・児童遊園運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談事業の充実	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。	いきいろ 子ども未来課
広報事業	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 地域における子育て情報の提供に努めます。
- 各種健診や相談、指導の充実を図り、養育機能の向上に努めます。
- 学校施設の開放や機能の活用に努めます。
- 地域における同世代や異世代との交流を図るため、交流機会や学習の場の機会を提供します。
- 子育てサークルの育成、支援を行います。
- ノーメディアデイを推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てネットワークの充実（再掲）	<p>子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。</p> <p>令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。</p>	いきいろ 子ども未来課
児童館・児童遊園運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談事業の充実（再掲）	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。	いきいろ 子ども未来課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
ノーメディアデイの推進	<p>月に1日、ノーメディアデイを設定し、学校便り等での周知や各種健診機会などをを利用して推進を行います。</p> <p>また、各学校において、学校保健委員会等を活用したメディア教育に取り組むとともに、「SNS の被害から子どもを守る壱岐ルール」を全小中学校に配布し、家庭への啓発を行います。</p>	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
公民館教室	各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。	教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
図書ボランティアの推進	公民館活動の一環として、子どもたちへの読み聞かせ等、本を通した親子のふれあい、親同士の交流を支援します。 また、現在定着してきている図書ボランティアの資質向上と、親子や親同士交流できる場（機会）の提供を行います。	教育委員会
学校施設の地域開放	子どもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放や指導者の確保・育成、体育施設の器具の更新を行います。	教育委員会
社会体育活動支援事業	少年スポーツなどの活動を行う団体を支援し、地域全体で健全育成を進めて行きます。 あわせて、指導者の育成に力を注ぎ、将来有望な人材の育成を行います。	教育委員会
児童委員・主任児童委員活動の推進	児童委員・主任児童委員による地域に密着した相談活動の充実を図ります。	市民福祉課 いきいろ 子ども未来課
ココロねっこ運動の推進（再掲）	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成13年から推進しています。 少子化・高齢化・核家族化・地域づきあいの希薄化もあり、推進が難しくなっていますが、ココロねっこ運動の主旨を説明し、今後も理解を求めていきます。	教育委員会
PTA活動への支援（再掲）	PTA、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	教育委員会
郷土の歴史文化伝統継承活動（再掲）	子どもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会

（3）ひとり親家庭の自立支援の推進

- 児童扶養手当の支給など必要な経済支援を行います。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、技能・習得等への支援、就業支援の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園の入園など生活実態に応じた支援を行います。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童扶養手当の支給	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談体制の充実や情報提供	母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
母子及び父子並びに寡婦家庭医療費助成	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。(所得などの支給要件があります。)また、制度の周知徹底を図ります。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	法に基づく福祉資金の貸付を行います。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子自立支援給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父の自立・就業支援のため、母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業を実施します。	いきいろ 子ども未来課

(4) 障がい児施策の充実

- 障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療育体制及び障がいのある子どもの保育や教育に関する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対する教育・保育内容の充実を図ります。
- 在宅サービスを中心とした障がい児に対する福祉サービスの充実を図ります。
- OLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥、多動性障がい）などの発達障がいの子どもに対し、適切な支援を行います。
- 専門職（言語聴覚士等）の雇用に努めます。
- 小・中学校との連携強化を図ります。
- 壱岐市障がい福祉計画と連動しながら、いきいきサポートブックの活用を推進するなど、関係機関との情報共有を図りながら、対象児童の成長と共に一貫した相談窓口の提供や適切な支援体制の充実を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
各種健康診査の推進	乳児一般健康診査・乳児健康診査・1.6歳児健康診査・3歳児健康診査・乳幼児精密健康診査・新生児聴覚検査を実施します。 健康管理システム、フォローアップ帳や個人ファイル等を活用し、疾病の早期発見や発育・発達障害の早期発見及び早期支援等につなげるとともに、関係機関と連携して切れ目のない支援体制の整備を図ります。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
療育支援体制の整備	<p>知的・身体に障害を持つ児童等に身体機能訓練、遊びを通じた社会適応性の向上訓練を実施するとともに、関係職員等の質の向上を図り、より適切な支援を行います。</p> <p>また、医療機関と連携して、セラピスト（言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士等）が行う療育支援の実施に努めます。</p>	いきいろ 子ども未来課
壱岐こどもセンターの機能強化	<p>医療機関との連携強化による療育センター的機能の確立のため、壱岐こどもセンターの機能強化を図ります。</p> <p>また、専門職の確保とスタッフの充実及びスキルアップを図ります。</p>	いきいろ 子ども未来課
障がい児の就学体制の整備	<p>障害のある児童生徒の就学先について、就学前保護者相談会を実施するとともに、教育委員会・いきいろ子ども未来課・健康増進課等が連携して就学前保護者相談会を実施します。</p> <p>また、発達障害等の障害についての研修会の開催や就学相談の流れ等について説明をする機会を設けるなど、保護者や関係者の理解を求め、特別支援教育の推進に努めます。</p>	教育委員会
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	いきいろ 子ども未来課
障がい児支援ネットワークの構築	<p>障がい者（児）が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げます。</p> <p>また、自立支援協議会にて壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検と評価を行います。</p>	市民福祉課 いきいろ 子ども未来課
日中一時支援事業の充実	就学前の障がい児を一時的に預かり、日中活動の場の提供及び充実を図ります。	市民福祉課
L DやA D H D等への対応	<p>母子保健事業や各種子育て相談等により、L DやA D H D等の発達障害のある子どもに関する相談や支援を行います。</p> <p>また、支援する有資格者の募集を行うなど、人員の確保に努めます。</p>	いきいろ 子ども未来課
相談支援事業	<p>発達障害や診断名等がまだついていない幼児などの相談支援については、関係機関や病院などと連携し、充実を図ります。</p> <p>早期受診や身体機能訓練、遊びを通じた社会適応性の向上訓練の早期開始を促します。</p>	いきいろ 子ども未来課

(5) 経済的支援の推進

○子育て家庭の生活支援策の一環として、児童手当等の各種手当の支給や医療費の助成などを行います。

○保育料の軽減や奨学金の支給等により、負担の軽減を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童手当の支給	法に基づいた認定及び支給業務の実施を行うとともに、制度の周知に努めます。	いきいろ 子ども未来課
乳幼児・子ども医療費助成事業 (再掲)	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児医療費支給制度については、壱岐市独自に3歳未満の自己負担額(時間内診療分に限る。)無料化を実施しています。また、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いに対応しています。平成29年度4月診療分からは、医療福祉制度を拡充し、中学校卒業時まで負担軽減を図っています。 今後も更なる制度拡充などを検討するとともに、県と調整しながら実施します。	いきいろ 子ども未来課
児童扶養手当の支給（再掲）	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦家庭等医療費の助成（再掲）	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。（所得などの支給要件があります。） また、制度の周知徹底を図ります。	いきいろ 子ども未来課
特別児扶養手当の支給	制度広報の徹底と法に基づいた手当支給の実施を行います。	いきいろ 子ども未来課
保育料の軽減	無償化対象外の児童については市独自の軽減措置を継続して実施します。また、第3子以降の保育料については無料とします。	いきいろ 子ども未来課
壱岐市奨学金制度	経済的理由で進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援します。	教育委員会

4 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

- 子ども・子育て新制度に基づく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に関して、確保の方策に基づき各種サービスの提供を行います。
- 幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備、通園バスの導入などによる教育・保育施設の効率的な運営や効果的な集団生活の中での幼稚園教育の充実と保育の量の確保と質の向上など、利用者が必要とするサービスが提供できるよう主体的に柔軟な取り組みを推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
幼児期の学校教育・保育サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
認定こども園の整備	保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
地域子ども・子育て支援事業の実施	子ども・子育て支援事業計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。	いきいろ 子ども未来課
託児支援事業のネットワーク化	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

- 男女共同参画の取り組みを通じて、職域、地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正のため、国、県、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発活動等に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
男女共同参画事業	壱岐市男女共同参画基本計画に基づき、事業の推進に努めます。	政策企画課

5 声かけ、支え合う地域づくり

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

ア. 居宅における支援

- 出産後間もない時期のすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報の提供並びに相談・助言を行います。
- 育児の援助を希望する保護者に対して、地域における会員同士の相互援助を行い、在宅における子育ての支援の充実に努めます。
- 子育て支援サービスの総合的な情報提供に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
妊産婦新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	<p>妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて問題ケースの把握などや対応も図ります。</p> <p>今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。</p>	いきいろ 子ども未来課
乳幼児等訪問指導（養育支援訪問事業）（再掲）	<p>妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。また、医療機関と連携し、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用しながら継続して必要な支援を行います。</p>	いきいろ 子ども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>子育ての支援を受けたい人と行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援する事業です。本市では平成27年に開設し、壱岐市社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。</p>	いきいろ 子ども未来課
託児支援事業のネットワーク化（再掲）	<p>関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。</p>	いきいろ 子ども未来課
広報事業（再掲）	<p>子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。</p>	教育委員会 いきいろ 子ども未来課

イ. 保育所その他の施設における児童養育支援の充実

○保護者の緊急時や育児負担の軽減のため、子ども・子育て新制度に基づく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に関して、確保の方策に基づき各種サービスの提供を行います。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
幼児期の学校教育・保育サービスの充実（再掲）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
認定こども園の整備（再掲）	保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
地域子ども・子育て支援事業の実施（再掲）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。	いきいろ 子ども未来課
障がい児保育の推進（再掲）	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	いきいろ 子ども未来課
託児支援事業のネットワーク化（再掲）	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課

ウ. 児童の養育に関する保護者からの相談・情報提供の充実

○専門の職員による相談や必要な情報の提供に努めます。

○壱岐こどもセンターを中心として、気軽に集える場の提供や情報交換、相談体制を整えます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てネットワークの充実（再掲）	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。 令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童館・児童遊園運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談事業の充実（再掲）	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育ての支援を受けたい人と行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援する事業です。本市では平成27年に開設し、壱岐市社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。	いきいろ 子ども未来課

エ．支援事業に関する情報の提供

○各種制度や行事等の情報をわかりやすく提供できるよう体制を整えていきます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課

（2）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する交通安全教室の充実を図ります。

○チャイルドシート等、子どもを交通事故から守る対策を推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
交通安全教室の推進	警察や交通安全協会等と連携し、児童生徒や保護者に対し、交通安全に関する教育、啓発を行います。	教育委員会
チャイルドシートの普及促進	警察や保育所と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について啓発を行います。	危機管理課

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子どもの犯罪被害を防ぐため、行政、警察、学校など関係機関との連携により、情報交換等の体制づくりを推進します。
- 子どもの通報避難場所である「子ども 110 番の家」などの防犯ボランティア活動の育成・支援に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、壱岐市子どもを守る地域連絡協議会を中心として関係機関・団体との情報交換を密にします。	教育委員会
パトロール活動の推進	P T A 等や関係団体と連携し、校区内を巡回することで、青少年を非行から守るパトロール活動を推進するとともに、その活動を支援します。	教育委員会
防犯ボランティアの推進	地域全体に防犯意識の浸透を図り、犯罪のない安全・安心のまちづくりに貢献する防犯ボランティア活動を促進します。	教育委員会
子ども 110 番の家の設置	不審者等の通報や子どもの避難場所として、地域や警察と連携し「子ども 110 番の家」の取り組みを推進するとともに、その周知に努めます。	教育委員会

(4) 被害にあった子どもの保護の推進

- 心の教室相談員やカウンセラーを活用して、被害にあった児童・生徒や保護者に対する相談や支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図り、相談から自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。
- 臨床心理士等専門職員の配置に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
「心の教室相談員」推進事業	被害に遭った子どもに対しては「心の教室相談員」を配置して、生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。	教育委員会
カウンセリング体制の強化	専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足しているので、増員などの体制の強化に努めます。	教育委員会
要保護児童対策地域協議会の機能強化（再掲）	いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目ない支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
児童相談所との連携強化（再掲）	ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。	いきいろ 子ども未来課

(5) 児童虐待防止対策の充実

○要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

○児童相談所との連携強化を図ります。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
要保護児童対策地域協議会の機能強化（再掲）	いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
児童相談所との連携強化（再掲）	ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。	いきいろ 子ども未来課

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○子どもに悪影響を与える有害な情報については、家庭、地域、学校と連携して、関係業界に対して自主的措置を働きかけます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ココロねっこ運動の推進（再掲）	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成13年から推進しています。 少子化・高齢化・核家族化・地域づきあいの希薄化もあり、推進が難しくなっていますが、ココロねっこ運動の主旨を説明し、今後も理解を求めていきます。	教育委員会
有害情報に係る関係業界に対する働きかけの充実	県教育庁等関係機関・団体と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する指導や立入調査を継続・拡大するとともに、各家庭に対しても有害な情報の取扱い上の留意点について指導をしていきます。	教育委員会

6 安全・安心なやさしいまちづくり

(1) 良質な住宅の確保

○バリアフリー対策、防犯対策等の安全面に配慮した公共住宅の整備を推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
公営住宅整備事業の推進	子育て世帯が安心かつ快適に住み続けられるよう、バリアフリー化といった公営住宅の整備を図ります。	建設課
バリアフリー化の推進	公共施設において、バリアフリー対策等安全・安心に配慮した計画的な建替・維持補修に努めます。	建設課

(2) 良質な居住環境の整備

○子育てニーズに対応できる良好な居住環境の整備に努めます。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
やさしいまちづくり環境整備	「壱岐市通学路交通安全防犯プログラム」に基づいて、高齢者、障がい者、妊産婦、子どもたちなど、誰もが安心して快適に暮らせる交通環境の整備を推進します。	建設課 等
公共施設のバリアフリー化	市庁舎や学校などの公共施設における段差の解消など、まちづくり協議会等の関係機関において協議し、建築物の改善を促進します。	政策企画課 教育委員会等
公共施設の開放と児童公園環境の整備	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	建設課 いきいろ 子ども未来課 等
児童館・児童遊園運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。	いきいろ 子ども未来課

(3) 安全な道路交通環境の整備

○子どもや保護者が安心して通園・通学ができるように、通学路の整備や道路照明灯・防護柵および道路反射鏡を設置し、交通安全施設の整備を推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
街路整備事業	子どもや親子連れが安心して移動できるように、「交通安全プログラム」を作成し、子どもや親子連れの視点に立った街路の整備を促進します。	建設課 等
交通安全施設の整備	地域の実態や景観に配慮しながら、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。	建設課 等

(4) 安心して外出できる環境の整備

- 公共施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 公共施設等へのトイレの整備等、子ども連れの利用に配慮した施設整備に努めます。
- 子どもが安心して遊べる施設、遊具等の整備・維持管理を推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化	公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化に向けて建築物の改善等を促進します。	建設課 等
子どもにやさしいトイレ等の整備	壱岐市公共施設個別施設計画に基づいて、授乳施設や段差の解消、スロープ、多目的トイレ等の設置など、子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	建設課 観光商工課 等
公共施設の開放と児童公園環境の整備（再掲）	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	建設課 いきいろ 子ども未来課 等
子育て世帯への情報提供	公共施設等における、授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。	いきいろ 子ども未来課 等

(5) 安全・安心のまちづくりの推進等

- 通学路における安全を確保するため、防犯灯の設置やガードレール等の設置のほか、警察、学校、ボランティアなどとの協力のもと、子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを推進します。

事業名	内容／今後の方向性	担当課
防犯灯・街路灯の設置促進	市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、街路灯や、公園灯などと調整を図りながら、地域の要望を考慮した防犯灯の整備を行います。	総務課 建設課 等
防犯活動の推進	市民や企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図ります。	総務課 教育委員会

第6章 子どもの貧困に関する取組み

1 子どもの貧困に関する現状

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」(122万円)に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講すべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本市の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一體的に策定することとし、本市の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

長崎県が平成30年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の壱岐市の回答者の調査結果をもとに、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。以下、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています。

■調査期間：平成30年11月22日～平成30年12月5日

■調査対象者

		配布数（件）	回答数（件）	回答率
小学5年生	保護者	4,665	4,496	96.4%
	子ども	4,665	4,504	96.5%
中学2年生	保護者	4,664	4,443	95.3%
	子ども	4,664	4,447	95.3%
全体		18,658	17,890	95.9%

①相対的貧困の設定

当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入（貧困線）を設定しています。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、長崎県の貧困線は97.2万円となっており、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数324件のうち59件で、回答者全体に占める割合は18.2%となっています。

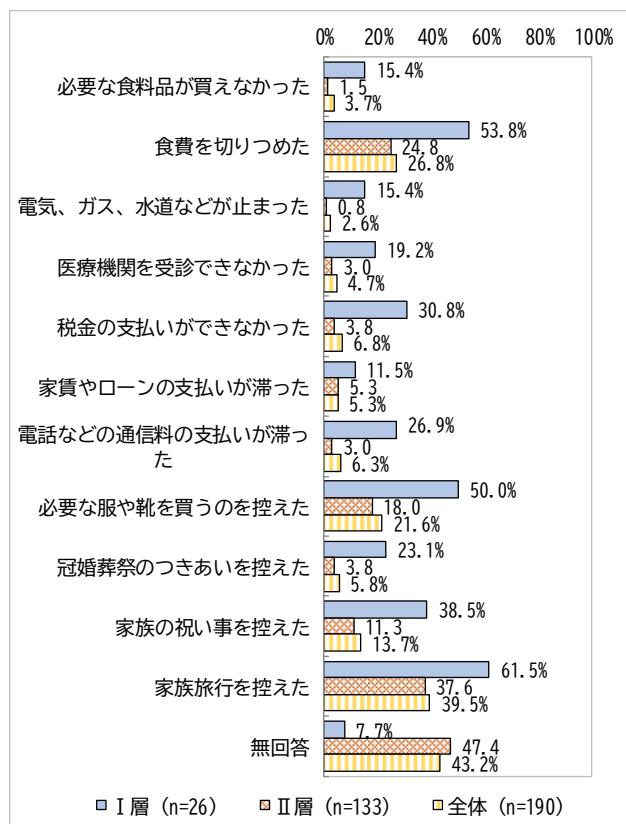
【相対的貧困世帯の状況（全体）】

	有効回答数	I層 (97.2万円未満)	II層 (97.2万円以上)	今回の調査による貧困率
長崎県全体	7,662件	860世帯	6,802世帯	11.2%
壱岐市	324件	59世帯	265世帯	18.2%

※今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

②調査結果の内容（抜粋）

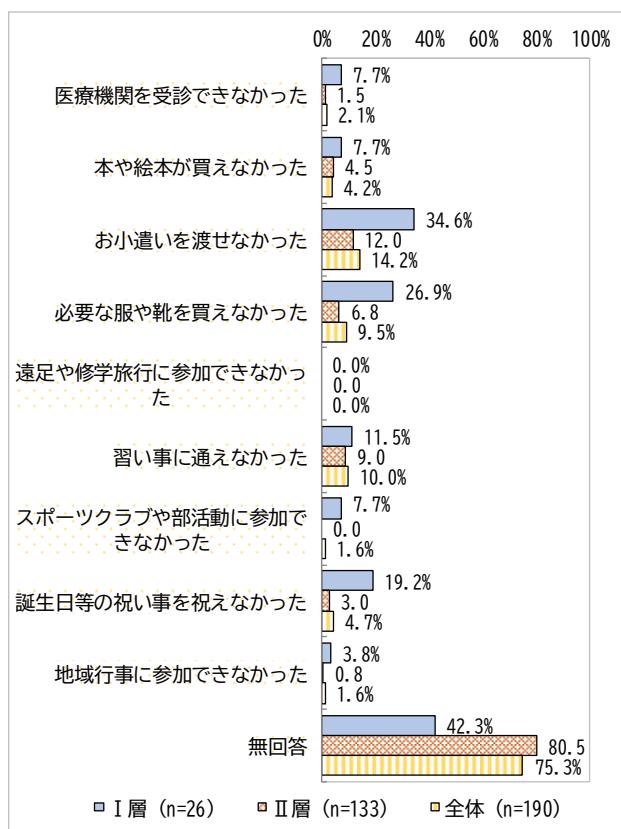
■経済的な理由で、次のような経験をしたことありますか。（保護者回答）



ほとんどの項目で、I層とII層の回答結果に大きな差が生じています。

「食費を切りつめた」（I層：53.8% II層：24.8%）、「医療機関を受診できなかった」（I層：19.2% II層：3.0%）、「税金の支払いができなかった」（I層：30.8% II層：3.8%）、「家賃やローンの支払いが滞った」（I層：11.5% II層：5.3%）、「必要な服や靴を買うのを控えた」（I層：50.0% II層：18.0%）といった項目においても回答の割合の差は大きく、経済的な困難が衣食住を基本とした生活の基盤に大きく影響していることが分かります。

■経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。（保護者回答）

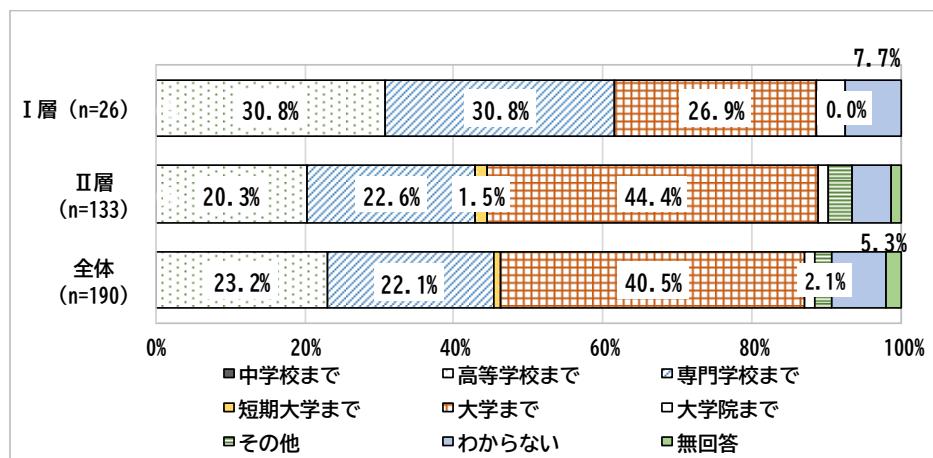


I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「お小遣いを渡せなかった」(I層: 34.6% II層: 12.0%)、「必要な服や靴を買えなかった」(I層: 26.9% II層: 6.8%)、「誕生日等の祝い事を祝えなかった」(I層: 19.2% II層: 3.0%)といった項目が挙げられます。

また、「本や絵本が買えなかった」(I層: 7.7% II層: 4.5%)、「習い事に通えなかった」(I層: 11.5% II層: 9.0%)、「スポーツクラブや部活動に参加できなかった」(I層: 7.7% II層: 0.0%)といった項目においても回答の割合に差が見られ、経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、子どもの学習機会や社会的行動にも大きな影響を与えています。

■お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか（保護者回答）

II層と比較してI層では「高等学校」(I層: 30.8% II層: 20.3%)、「専門学校」(I層: 30.8% II層: 22.6%)の割合が高くなっています。反面、「大学」(I層: 26.9% II層: 44.4%)の割合は低くなっています。知識・教養を身に付けることよりも、出来るだけ早く社会人となることを希望していることが考えれます。



2 取組みの方向性

(1) 将来像

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組みの推進に努めます。



(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないよう、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげができる体制を整備します。

3 取組みの内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム※1と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

①学校教育の充実

施 策	内 容
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。
キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。

②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施 策	内 容
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー※2やスクールソーシャルワーカー※3等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、いきいろ子ども未来課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。

* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

* 2 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられ、SCと略される。

* 3 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。

③地域の人材を活用した学びの場づくり

施 策	内 容
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

④就学前教育・保育の充実

施 策	内 容
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

⑤就学支援の充実

施 策	内 容
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るために、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など市民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。

(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

①子どもたちの居場所づくり

施 策	内 容
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
多世代交流の推進【再掲】	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
親子で過ごせる居場所づくり	親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。

②子どもの健康・生活への支援

施 策	内 容
子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組みを推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。

③子どもの将来に向けた支援の充実

施 策	内 容
キャリア教育に関する学習 【再掲】	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。
子どもの就労支援	すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。

④保護者の就労支援

施 策	内 容
保護者の就労支援	ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談などを行います。
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための情報提供を行います。

⑤保護者の健康確保

施 策	内 容
保護者の健康面に対しての専門的な対応	保護者が健康診断やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。

⑥暮らしへの支援

施 策	内 容
保護者が抱える様々な問題に対しての相談業務	保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。また、養育上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、家事支援・育児支援を実施します。

(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

①生活を支える経済的な支援

施 策	内 容
児童扶養手当の支給	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。
相談体制の充実や情報提供	母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。
母子及び父子並びに寡婦家庭 医療費助成	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。(所得などの支給要件があります。) また、制度の周知徹底を図ります。
母子及び父子並びに寡婦福祉 資金貸付	法に基づく福祉資金の貸付を行います。
母子及び父子自立支援給付金 事業	母子家庭の母・父子家庭の父の自立・就業支援のため、母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業を実施します。
母子・父子・寡婦福祉団体の 支援	母子・父子・寡婦世帯の福祉の増進と自立支援をめざした活動を支援します。

(4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

①相談体制の整備・充実

施 策	内 容
総合的な児童虐待防止の推進	要保護児童対策地域協議会を中心に、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化するとともに、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。
妊娠期からの切れ目ない支援	子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援に努めます。
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

本計画を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会全体で子どもとその保護者への支援の必要性等について深く理解し、自らの課題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、行政はもとより、家庭や地域、事業者等がそれぞれの立場に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 計画の推進体制

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め府内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定し、関係する市町村と連携を図り、迅速に広域保育等の利用が可能となるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本市では、**いきいろ子ども未来課**が中心となって、進捗状況を把握・点検し、「壱岐市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1 壱岐市子ども・子育て会議設置要綱

平成25年10月1日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、壱岐市附属機関設置条例（平成18年壱岐市条例第9号）により設置された壱岐市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に進言することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 幼稚園及び保育所の保護者代表
- (3) 幼稚園長代表及び保育所長代表
- (4) 民間保育施設代表
- (5) 幼稚園教諭代表及び保育士代表
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 公職にあることにより委嘱又は任命された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部いきいろ子ども未来課、教育委員会教育総務課及び学校教育課において処理し、いきいろ子ども未来課が事務局となる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年壱岐市条例第35号）の定めるところにより、報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会要綱の廃止)

2 壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会要綱（平成24年壱岐市告示第110号）は、廃止する。

附 則（令和5年4月1日告示第57号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度壱岐市子ども・子育て会議委員名簿

(令和5年6月1日現在)

No.	委員	氏名
1	学識経験者	中野 勝
2	学識経験者	植村 英生
3	幼稚園保護者代表	山内 猛
4	幼稚園保護者代表	山根 祥太
5	保育所保護者代表	横山 和之
6	保育所保護者代表	山本 宗摩
7	幼稚園長代表	長嶋 竜太郎
8	幼稚園長代表	山川 恭子
9	保育所長代表	高田 里美
10	保育所長代表	横山 紀恵
11	民間保育園代表	永田 恵里子
12	民間保育園代表	新原 孝一
13	幼稚園教諭代表	岩永 直子
14	幼稚園教諭代表	若宮 愛
15	保育士代表	永元 静
16	保育士代表	吉田 優子

第2期壱岐市子ども子育て支援事業計画
【中間見直し】

令和5年9月

発行：長崎県壱岐市
編集：壱岐市 市民部 いきいろ子ども未来課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562
TEL : (0920) 48-1117 FAX : (0920) 47-4400

令和 5 年度

一般会計補正予算書

(第 4 号)

壱 岐 市

議案第49号

令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 268,655 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,916,459 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月7日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,754,666	49,204	9,803,870
	1 地方交付税	9,754,666	49,204	9,803,870
15 国庫支出金		2,665,039	90,099	2,755,138
	2 国庫補助金	953,188	90,099	1,043,287
16 県支出金		2,093,003	9,274	2,102,277
	2 県補助金	1,317,458	9,274	1,326,732
18 寄附金		1,013,201	15,000	1,028,201
	1 寄附金	1,013,201	15,000	1,028,201
20 繰越金		400,000	91,182	491,182
	1 繰越金	400,000	91,182	491,182
21 諸収入		177,261	196	177,457
	4 雑入	146,438	196	146,634
22 市債		2,190,200	13,700	2,203,900
	1 市債	2,190,200	13,700	2,203,900
歳入合計		24,647,804	268,655	24,916,459

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		144,325	1,182	145,507
	1 議 会 費	144,325	1,182	145,507
2 総 務 費		4,718,182	62,256	4,780,438
	1 総 務 管 理 費	4,411,569	54,225	4,465,794
	2 徴 税 費	191,786	13,665	205,451
	3 戸 稽 住 民 基 本 台 帳 費	62,572	△5,680	56,892
	4 選 挙 費	22,383	9	22,392
	6 監 察 委 員 費	20,455	37	20,492
3 民 生 費		6,214,731	38,939	6,253,670
	1 社 会 福 祉 費	3,479,374	△1,344	3,478,030
	2 児 童 福 祉 費	1,882,151	29,959	1,912,110
	3 生 活 保 護 費	849,883	3,609	853,492
	4 国 民 年 金 費	2,823	6,715	9,538
4 衛 生 費		2,717,287	△11,903	2,705,384
	1 保 健 衛 生 費	1,682,748	△24,958	1,657,790
	2 清 掃 費	1,034,539	13,055	1,047,594
5 農 林 水 産 業 費		2,211,160	26,266	2,237,426
	1 農 業 費	1,082,848	5,402	1,088,250
	2 林 業 費	54,004	722	54,726
	3 水 産 業 費	1,074,308	20,142	1,094,450
6 商 工 費		618,748	22,139	640,887
	1 商 工 費	618,748	22,139	640,887
7 土 木 費		1,707,543	95,869	1,803,412
	1 土 木 管 理 費	135,579	△3,987	131,592
	2 道 路 橋 り よう 費	704,100	7,000	711,100
	3 河 川 費	74,677	500	75,177
	5 都 市 計 画 費	29,991	12,682	42,673
	6 下 水 道 費	136,973	79,674	216,647
8 消 防 費		862,094	△139	861,955
	1 消 防 費	862,094	△139	861,955
9 教 育 費		2,061,085	34,046	2,095,131
	1 教 育 総 務 費	253,176	6,725	259,901
	4 幼 稚 園 費	227,084	1,350	228,434

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費	5 社会教育費	559,696	10,324	570,020
	6 保健体育費	122,913	7,755	130,668
	7 学校給食費	284,696	7,892	292,588
歳出合計		24,647,804	268,655	24,916,459

第2表 債務負担行為補正

1 追加			(単位:千円)
事 項	期 間	限 度 額	
ふるさと応援寄附金支援業務	令和 6年度から令和 8年度まで	ふるさと応援寄附金事業に伴い事業者に支払う経費	
一社国博物館指定管理料	令和 6年度から令和10年度まで		259,150

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	238,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	251,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	881,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	808,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債 (過疎地域持続的 発展特別事業)	249,700	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀 行その他 資金につ いては、 その融資 条件によ る。ただ し、市財 政の都合 により、 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、又 は繰上償 還若しくは 借替え を行うこ とができ る。	250,400	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀 行その他 資金につ いては、 その融資 条件によ る。ただ し、市財 政の都合 により、 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、又 は繰上償 還若しくは 借替え を行うこ とができ る。
衛 生 債	89,100	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀 行その他 資金につ いては、 その融資 条件によ る。ただ し、市財 政の都合 により、 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、又 は繰上償 還若しくは 借替え を行うこ とができ る。	134,100	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀 行その他 資金につ いては、 その融資 条件によ る。ただ し、市財 政の都合 により、 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、又 は繰上償 還若しくは 借替え を行うこ とができ る。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産債	59,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	60,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
消防債	156,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	183,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税	9,754,666	49,204	9,803,870
15 国 庫 支 出 金	2,665,039	90,099	2,755,138
16 県 支 出 金	2,093,003	9,274	2,102,277
18 寄 附 金	1,013,201	15,000	1,028,201
20 繰 越 金	400,000	91,182	491,182
21 諸 収 入	177,261	196	177,457
22 市 債	2,190,200	13,700	2,203,900
歳 入 合 計	24,647,804	268,655	24,916,459

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	144,325	1,182	145,507
2 総 務 費	4,718,182	62,256	4,780,438
3 民 生 費	6,214,731	38,939	6,253,670
4 衛 生 費	2,717,287	△11,903	2,705,384
5 農 林 水 産 業 費	2,211,160	26,266	2,237,426
6 商 工 費	618,748	22,139	640,887
7 土 木 費	1,707,543	95,869	1,803,412
8 消 防 費	862,094	△139	861,955
9 教 育 費	2,061,085	34,046	2,095,131
歳 出 合 計	24,647,804	268,655	24,916,459

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			1, 182
89, 895	700	5, 000	△33, 339
204			38, 735
	△15, 100		3, 197
9, 274	1, 300	277	15, 415
		△273	22, 412
			95, 869
	26, 800	192	△27, 131
			34, 046
99, 373	13, 700	5, 196	150, 386

2 歳 入

		款項目	補正前の額	補正額	計
11		地方交付税	9,754,666	49,204	9,803,870
	1	地方交付税	9,754,666	49,204	9,803,870
		1 地方交付税	9,754,666	49,204	9,803,870
15		国庫支出金	2,665,039	90,099	2,755,138
	2	国庫補助金	953,188	90,099	1,043,287
		1 総務費国庫補助金	448,791	89,895	538,686
		2 民生費国庫補助金	144,482	204	144,686
16		県支出金	2,093,003	9,274	2,102,277
	2	県補助金	1,317,458	9,274	1,326,732
		4 農林水産業費県補助金	723,289	9,274	732,563
18		寄附金	1,013,201	15,000	1,028,201
	1	寄附金	1,013,201	15,000	1,028,201
		1 一般寄附金	1	10,000	10,001
		2 指定寄附金	1,013,200	5,000	1,018,200
20		繰越金	400,000	91,182	491,182
	1	繰越金	400,000	91,182	491,182
		1 繰越金	400,000	91,182	491,182
21		諸収入	177,261	196	177,457
	4	雑入	146,438	196	146,634
		3 雜入	143,446	196	143,642

11 地方交付税 - 21 諸収入
(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	49,204	普通交付税 49,204

1 総務費補助金	89,895	個人番号カード交付事務費補助金 新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金 25 89,870
1 社会福祉費補助金	204	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 204

1 農業費補助金	5,730	水利施設等保全高度化事業補助金 長崎県経営発展支援事業 2,142 3,588
2 林業費補助金	2,722	ふるさとの森林づくり事業費補助金 ながさき森林環境保全事業補助金 2,000 722
3 水産業費補助金	822	新たにチャレンジ水産経営応援事業 822

1 一般寄附金	10,000	一般寄附金 10,000
1 指定寄附金	5,000	企業版ふるさと納税寄附金（観光課） 5,000

1 繰越金	91,182	前年度繰越金（純繰越分） 91,182

6 雑入（政策企画課 ）	3,727	長崎県市町村振興事業補助金 3,727

款項目		補正前の額	補正額	計

22	市債	2,190,200	13,700	2,203,900
1	市債	2,190,200	13,700	2,203,900
1	1 辺地対策事業債	238,700	13,000	251,700
2	2 過疎対策事業債	1,130,900	△72,400	1,058,500
5	5 衛生債	89,100	45,000	134,100
6	6 農林水産債	59,100	1,300	60,400
8	8 消防債	156,300	26,800	183,100

21 諸収入 - 22 市債
(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 雜入（観光課）	△3,000	長崎県市町村振興事業補助金 △3,000
8 雜入（商工振興課）	△1,000	長崎県市町村振興事業補助金 △1,000
19 雜入（農林課）	277	経営所得安定対策等推進事業精算返納金 277
28 雜入（消防本部）	192	消防団員安全装備品整備等助成金 192

1 辺地対策事業債	13,000	辺地対策事業 13,000
1 過疎対策事業債	△72,400	過疎対策事業 △73,100 過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業） 700
1 一般廃棄物処理事業債	45,000	一般廃棄物処理事業 45,000
1 緊急自然災害防止対策事業債	12,900	緊急自然災害防止対策事業債 12,900
3 公共事業等債	△11,600	公共事業等債 △11,600
1 防災対策事業債	△134,100	防災基盤整備事業 △134,100
4 一般補助施設整備等事業	160,900	一般補助施設整備等事業 160,900

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	144,325	1,182	145,507				1,182	
	1 議会費	144,325	1,182	145,507				1,182	
	1 議会費	144,325	1,182	145,507				1,182	
2	総務費	4,718,182	62,256	4,780,438	89,895	700	5,000	△33,339	
	1 総務管理費	4,411,569	54,225	4,465,794	89,870	700	5,000	△41,345	
	1 一般管理費	963,872	△41,928	921,944				△41,928	
	3 財政管理費	147,998	700	148,698		700			
	6 企画費	2,652,047	7,444	2,659,491			5,000	2,444	

1 議会費 - 2 総務費
(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 納 入 料	316	一般職給 行政職給 (一般職) 316
3 職 員 手 当 等	524	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) △35 期末手当 期末手当 (一般職) 141 勤勉手当 58
4 共 濟 費	342	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 342

2 納 入 料	△24,635	一般職給 行政職給 (一般職) △24,070 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) △565
3 職 員 手 当 等	△12,497	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) △317 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム 20 管理職手当 期末手当 期末手当 (一般職) △5,172 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム △76 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職) △4,020 △795
4 共 濟 費	△4,796	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △4,820 共済組合負担金 (特別職) 75 共済組合負担金 (会計年度任用職) △51
24 積 立 金	700	元金積立金 過疎地域持続的発展特別事業基金積立金 700
1 報 酬	1,283	附属機関委員報酬 自治基本条例審議会委員報酬 855 会計年度任用職員報酬 428

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 地区事務所費	44,650	646	45,296				646
11 土地対策費	14,521	△2,507	12,014				△2,507
12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	142,315	89,870	232,185	89,870			
2 徴稅費	191,786	13,665	205,451				13,665

2 総務費
(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 濟 費	283	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 121 社会保険料 162
7 報 償 費	86	報償金（品） 謝礼金 86
8 旅 費	173	費用弁償 173
10 需 用 費	319	印刷製本費 319
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△240	賃借料 宿舎借上料 △240
18 負 担 金 、補 助 及 び 交 付 金	2,240	事業費補助金 地域おこし協力隊員家賃等補助金 240 ウルトラマラソン運営費補助金 2,000
24 積 立 金	3,300	元金積立金 企業版ふるさと納税基金積立金 3,300
2 納 稟 料	377	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 377
3 職 員 手 当 等	75	期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 75
4 共 濟 費	194	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 194
2 納 稟 料	△1,802	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △1,802
3 職 員 手 当 等	△285	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △50 期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △235
4 共 濟 費	△420	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） △420
18 負 担 金 、補 助 及 び 交 付 金	89,870	負担金 燃料油価格変動調整金支援事業 35,750 事業費補助金 障害福祉サービス施設等価格高騰支援事業 5,108 畜産経営体質強化飼料高騰緊急対策支援事業 24,173 児童福祉施設等価格高騰支援事業 2,000 医療・介護施設等価格高騰支援事業 22,839

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
	1 稅務総務費	140,663	8,528	149,191				8,528
	2 賦課徴収費	51,123	5,137	56,260				5,137
3	戸籍住民基本台帳費	62,572	△5,680	56,892	25			△5,705
	1 戸籍住民基本台帳費	62,572	△5,680	56,892	25			△5,705
4	選挙費	22,383	9	22,392				9
	1 選挙管理委員会費	3,993	9	4,002				9
6	監査委員費	20,455	37	20,492				37
	1 監査委員費	20,455	37	20,492				37

2 総務費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入料	4,808	一般職給 行政職給(一般職) 4,808
3 職員手当等	1,285	扶養手当 276 住居手当 △516 通勤手当 通勤手当(一般職) 189 期末手当 期末手当(一般職) 641 勤勉手当 455 児童手当 児童手当(一般職) 240
4 共済費	2,435	共済組合負担金 共済組合負担金(一般職) 2,435
4 共済費	22	共済組合負担金 共済組合負担金(会計年度任用職) 22
12 委託料	5,115	一般業務委託料 システム改修業務 5,115
2 納入料	△3,795	一般職給 行政職給(一般職) △3,795
3 職員手当等	△1,252	扶養手当 119 住居手当 275 通勤手当 通勤手当(一般職) △110 期末手当 期末手当(一般職) △825 勤勉手当 △711
4 共済費	△633	共済組合負担金 共済組合負担金(一般職) △658 共済組合負担金(会計年度任用職) 25
4 共済費	9	共済組合負担金 共済組合負担金(一般職) 9
2 納入料	475	一般職給 行政職給(一般職) 475
3 職員手当等	△506	扶養手当 △360

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		

3	民生費	6,214,731	38,939	6,253,670	204			38,735
	1 社会福祉費	3,479,374	△1,344	3,478,030				△1,344
	1 社会福祉総務費	1,280,405	5,180	1,285,585				5,180
	2 社会福祉施設費	227,677	38	227,715				38

2 総務費 - 3 民生費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		通勤手当 通勤手当 (一般職) 34 期末手当 期末手当 (一般職) 33 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職) 87 △300
4 共 濟 費	68	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 68

2 納 料	2,824	一般職給 行政職給 (一般職) 2,824
3 職 員 手 当 等	644	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) 50 特殊勤務手当 特殊勤務手当 (一般職) △10 管理職手当 期末手当 期末手当 (一般職) 813 勤勉手当 409
4 共 濟 費	1,712	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 1,611 共済組合負担金 (会計年度任用職) 101
2 納 料	211	一般職給 行政職給 (一般職) 4,638 医療職給 (一般職) △4,427
3 職 員 手 当 等	△342	扶養手当 期末手当 期末手当 (一般職) △1 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職) 39 △140
4 共 濟 費	135	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 78 共済組合負担金 (会計年度任用職) 57
18 負担金、補助 及 び 交 付 金	34	各種会議等負担金 34

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
	4 国民健康保険事業費	322,105	△10,460	311,645			△10,460	
	5 介護保険事業費	631,921	△6,409	625,512			△6,409	
	6 老人福祉施設費	308,405	5,150	313,555			5,150	

3 民生費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入料	△6,118	一般職給 行政職給(一般職) △6,118
3 職員手当等	△2,484	通勤手当 通勤手当(一般職) △101 期末手当 期末手当(一般職) △1,300 勤勉手当 △1,083
4 共済費	△1,858	共済組合負担金 共済組合負担金(一般職) △1,858
2 納入料	△4,469	一般職給 行政職給(一般職) △4,469
3 職員手当等	△2,984	扶養手当 △402 通勤手当 通勤手当(一般職) △51 管理職手当 △408 期末手当 期末手当(一般職) △1,064 勤勉手当 △819 児童手当 児童手当(一般職) △240
4 共済費	△1,293	共済組合負担金 共済組合負担金(一般職) △1,326 共済組合負担金(会計年度任用職) 33
22 償還金、利子 及び割引料	98	返納金 県支出金精算返納金 98
27 繰出金	2,239	介護保険事業特別会計繰出金 2,239
1 報酬	1,544	会計年度任用職員報酬 1,544
2 納入料	△3,023	一般職給 行政職給(一般職) △2,495 医療職給(一般職) 573 会計年度任用職給 行政職給(会計年度任用職) 1,358 医療職給(会計年度任用職) △2,459
3 職員手当等	1,605	扶養手当 360 住居手当 204 通勤手当 通勤手当(一般職) △16 通勤手当(会計年度任用職) フルタイム 77 特殊勤務手当 特殊勤務手当(会計年度任用職) フルタイム 60 夜間勤務手当

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 後期高齢者 医療費	607,736	5,157	612,893				5,157
2 児童福祉費	1,882,151	29,959	1,912,110				29,959
1 児童福祉総 務費	279,929	40,531	320,460				40,531

3 民生費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		夜間勤務手当（会計年度任用職）フルタイム 264 期末手当 期末手当（一般職） 245 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △488 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 547 勤勉手当 112 児童手当 児童手当（一般職） 240
4 共 濟 費	2,106	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 265 共済組合負担金（会計年度任用職） 1,359 社会保険料 482
8 旅 費	138	費用弁償 138
10 需 用 費	1,000	修繕料 施設修繕料（その他） 1,000
14 工 事 請 負 費	1,780	建設工事費（事業用資産） 改修工事
2 納 料	2,952	一般職給 行政職給（一般職） 2,952
3 職 員 手 当 等	1,231	扶養手当 78 期末手当 期末手当（一般職） 636 勤勉手当 517
4 共 濟 費	974	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 963 共済組合負担金（会計年度任用職） 11
1 報 酬	850	会計年度任用職員報酬 850
2 納 料	19,310	一般職給 行政職給（一般職） 15,455 医療職給（一般職） 3,855
3 職 員 手 当 等	10,458	扶養手当 816 住居手当 606 通勤手当 通勤手当（一般職） 269 管理職手当 456 期末手当 期末手当（一般職） 4,195 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 146 勤勉手当 3,360

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 母子福祉費	5,413	3,279	8,692				3,279
4 保育所費	718,343	△13,851	704,492				△13,851
3 生活保護費	849,883	3,609	853,492	204			3,405
1 生活保護総務費	87,074	3,609	90,683	204			3,405

3 民生費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		児童手当 児童手当 (一般職) 610
4 共 濟 費	7,002	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 6,828 共済組合負担金 (会計年度任用職) 70 社会保険料 104
8 旅 費	40	費用弁償 40
12 委 託 料	2,871	一般業務委託料 計画策定業務 2,871
2 納 料	2,222	会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) 2,222
3 職 員 手 当 等	444	期末手当 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 444
4 共 濟 費	613	共済組合負担金 共済組合負担金 (会計年度任用職) 613
2 納 料	△7,555	一般職給 行政職給 (一般職) △249 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) △7,250 現業職給 (会計年度任用職) △56
3 職 員 手 当 等	△571	扶養手当 342 住居手当 336 通勤手当 通勤手当 (一般職) △76 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム △39 管理職手当 △48 期末手当 期末手当 (一般職) 115 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム △1,239 勤勉手当 38 児童手当 児童手当 (一般職) 児童手当 (会計年度任用職) フルタイム
4 共 濟 費	△5,725	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △2,382 共済組合負担金 (会計年度任用職) △1,273 共済組合負担金 (公立学校) △2,070
2 納 料	1,209	一般職給 行政職給 (一般職) 1,209

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
4	国民年金費	2,823	6,715	9,538				6,715
	1 国民年金事務費	2,823	6,715	9,538				6,715

4	衛生費	2,717,287	△11,903	2,705,384		△15,100		3,197
1	保健衛生費	1,682,748	△24,958	1,657,790				△24,958
	1 保健衛生総務費	485,877	△24,958	460,919				△24,958

3 民生費 - 4 衛生費
(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	1,287	扶養手当 282 住居手当 △288 通勤手当 通勤手当 (一般職) △24 特殊勤務手当 特殊勤務手当 (一般職) △10 期末手当 期末手当 (一般職) 731 勤勉手当 596
4 共済費	909	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 909
13 使用料及び 賃借料	204	使用料 システム使用料 204
2 納入料	3,550	一般職給 行政職給 (一般職) 3,550
3 職員手当等	1,962	扶養手当 240 通勤手当 通勤手当 (一般職) 51 期末手当 期末手当 (一般職) 794 勤勉手当 622 児童手当 児童手当 (一般職) 255
4 共済費	1,203	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 1,203

2 納入料	△15,067	一般職給 行政職給 (一般職) △12,805 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) △2,262
3 職員手当等	△6,042	扶養手当 △300 通勤手当 通勤手当 (一般職) △244 管理職手当 △408 期末手当 期末手当 (一般職) △2,562 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム △452 期末手当 (会計年度任用職) パートタイム 129

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
2	清掃費	1,034,539	13,055	1,047,594		△15,100		28,155
	1 清掃総務費	48,586	12,031	60,617				12,031
	2 塵芥処理費	624,910	0	624,910		△15,100		15,100
	3 し尿処理費	288,667	1,000	289,667				1,000
	4 合併処理浄化槽設置整備費	72,376	24	72,400				24
5	農林水産業費	2,211,160	26,266	2,237,426	9,274	1,300	277	15,415
	1 農業費	1,082,848	5,402	1,088,250	5,730		277	△605

4 衛生費 - 5 農林水産業費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職) △2,085 △120
4 共 濟 費	△4,232	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △3,647 共済組合負担金 (会計年度任用職) △585
8 旅 費	25	費用弁償 25
12 委 託 料	358	一般業務委託料 中核機関業務 358
2 納 料	6,757	一般職給 行政職給 (一般職) 8,559 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) △1,802
3 職 員 手 当 等	3,097	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) 48 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム △51 管理職手当 24 期末手当 期末手当 (一般職) 1,742 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム △235 勤勉手当 1,411 児童手当 児童手当 (一般職) 140
4 共 濟 費	2,177	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 2,654 共済組合負担金 (会計年度任用職) △477
		(財源調整)
10 需 用 費	1,000	修繕料 施設修繕料 (その他) 1,000
4 共 濟 費	24	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 24

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農業委員会費	44,337	2,720	47,057				2,720
2 農業総務費	89,969	4,380	94,349				4,380
3 農業振興費	149,543	3,866	153,409	3,588		277	1
4 畜産業費	278,279	△7,706	270,573				△7,706

5 農林水産業費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 納料	666	一般職給 行政職給 (一般職) 666
3 職員手当等	1,518	扶養手当 480 通勤手当 通勤手当 (一般職) 85 管理職手当 24 期末手当 期末手当 (一般職) 387 勤勉手当 242 児童手当 児童手当 (一般職) 300
4 共済費	536	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 530 共済組合負担金 (会計年度任用職) 6
2 納料	2,100	一般職給 行政職給 (一般職) 2,100
3 職員手当等	879	扶養手当 13 住居手当 △42 通勤手当 通勤手当 (一般職) 85 期末手当 期末手当 (一般職) 411 勤勉手当 342 児童手当 児童手当 (一般職) 70
4 共済費	1,401	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 1,391 共済組合負担金 (会計年度任用職) 10
18 負担金、補助及び交付金	3,588	事業費補助金 経営発展支援事業 3,588
22 償還金、利子及び割引料	278	返納金 県支出金精算返納金 278
2 納料	△4,244	一般職給 行政職給 (一般職) △4,244
3 職員手当等	△3,580	扶養手当 △816 住居手当 △228 通勤手当 通勤手当 (一般職) △136 期末手当 期末手当 (一般職) △1,097 勤勉手当 △778 児童手当

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 農地費	520,720	2,142	522,862	2,142			
2 林業費	54,004	722	54,726	722			
2 林業振興費	52,296	722	53,018	722			
3 水産業費	1,074,308	20,142	1,094,450	2,822	1,300		16,020
1 水産業総務費	178,850	△9,411	169,439				△9,411
2 水産業振興費	403,379	1,645	405,024	822			823
3 漁港管理費	201,271	27,211	228,482	2,000	1,300		23,911

5 農林水産業費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		児童手当（一般職） △525
4 共 濟 費	△1,122	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職） △1,137 15
10 需 用 費	1,240	修繕料 物品修繕料 1,240
18 負担金、補助 及 び 交 付 金	2,142	事業費補助金 水利施設等保全高度化事業（基幹ストマネ） 2,142
12 委 託 料	722	一般業務委託料 調査業務 722
2 納 料	△1,877	一般職給 行政職給（一般職） △1,877
3 職 員 手 当 等	△1,901	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 33 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） △713 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職） △471 △420
4 共 濟 費	△600	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △600
18 負担金、補助 及 び 交 付 金	△5,033	負担金 壱岐地域栽培漁業推進協議会 壱岐栽培漁業振興公社 △10,802 5,769
18 負担金、補助 及 び 交 付 金	1,645	事業費補助金 新たにチャレンジ水産経営応援事業 1,645
14 工 事 請 負 費	24,524	建設工事費（事業用資産） 改修工事 建設工事費（インフラ資産） 改修工事
17 備 品 購 入 費	1,801	重要備品購入費 機械器具費
18 負担金、補助	886	負担金

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					国県支出金	地方債	
	5 漁業集落環境整備費	96,996	697	97,693			697

6	商工費	618,748	22,139	640,887			△273	22,412
	1 商工費	618,748	22,139	640,887			△273	22,412
	1 商工総務費	133,138	167	133,305				167
	2 商工振興費	196,636	0	196,636				
	4 観光費	275,617	21,972	297,589			△273	22,245

7	土木費	1,707,543	95,869	1,803,412				95,869
	1 土木管理費	135,579	△3,987	131,592				△3,987
	1 土木総務費	135,579	△3,987	131,592				△3,987

5 農林水産業費 - 7 土木費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
及び交付金		県漁場漁港協会 886
27 繰出金	697	下水道事業特別会計繰出金 漁業集落排水整備事業特別会計繰出金（基準外） 697

2 納料	19	一般職給 行政職給（一般職） 19
3 職員手当等	△280	扶養手当 246 住居手当 △150 通勤手当 通勤手当（一般職） △11 管理職手当 24 期末手当 期末手当（一般職） △830 勤勉手当 660 児童手当 児童手当（一般職） 300 地域手当 △519
4 共済費	428	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 407 共済組合負担金（会計年度任用職） 21
		（財源調整）
12 委託料	6,380	一般業務委託料 壱岐島観光需要安定化対策事業 1,100 イルカ飼育管理 5,280
14 工事請負費	9,592	建設工事費（事業用資産） 改修工事
17 備品購入費	6,000	重要備品購入費 動物購入費

2 納料	△2,681	一般職給 行政職給（一般職） △3,581 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 900

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
2	道路橋りょう費	704,100	7,000	711,100				7,000
	2 道路橋りょう維持費	192,301	7,000	199,301				7,000
	3 道路橋りょう新設改良費	499,150	0	499,150				
3	河川費	74,677	500	75,177				500
	1 河川総務費	11,224	500	11,724				500
5	都市計画費	29,991	12,682	42,673				12,682
	2 公園費	28,299	12,682	40,981				12,682
6	下水道費	136,973	79,674	216,647				79,674
	1 公共下水道費	136,973	79,674	216,647				79,674

8	消防費	862,094	△139	861,955		26,800	192	△27,131
1	消防費	862,094	△139	861,955		26,800	192	△27,131

7 土木費 - 8 消防費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△1,098	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) △111 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム 26 管理職手当 期末手当 期末手当 (一般職) △505 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 108 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職) △406 180
4 共済費	△208	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △460 共済組合負担金 (会計年度任用職) 252
14 工事請負費	7,000	維持補修工事費 維持補修工事 (道路橋りょう)
14 工事請負費	9,000	建設工事費 (インフラ資産) 改修工事
21 補償、補填及び賠償金	△9,000	補償費 (インフラ資産) 補償費 △7,000 水道管布設替補償費 △2,000
10 需用費	500	修繕料 施設修繕料 (その他) 500
10 需用費	1,187	修繕料 施設修繕料 (その他) 1,187
14 工事請負費	11,495	建設工事費 (事業用資産) 改修工事
27 繰出金	79,674	下水道事業特別会計繰出金 公共下水道事業特別会計繰出金 (基準外) 79,674

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
9	1 常備消防費	686,576	△400	686,176		26,800		△27,200
	2 非常備消防費	98,591	261	98,852			192	69

9	教育費	2,061,085	34,046	2,095,131				34,046
1	教育総務費	253,176	6,725	259,901				6,725
	2 事務局費	182,502	6,554	189,056				6,554

8 消防費 - 9 教育費
(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 納 料	△3,021	一般職給 行政職給 (一般職) △3,021
3 職 員 手 当 等	△1,630	扶養手当 403 住居手当 △628 通勤手当 通勤手当 (一般職) △334 期末手当 期末手当 (一般職) △543 勤勉手当 △528
4 共 濟 費	3,651	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 3,651
12 委 託 料	600	一般業務委託料 機械器具保守管理 600
10 需 用 費	261	消耗品費 被服費 261

2 納 料	2,782	一般職給 行政職給 (一般職) △105 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) 2,887
3 職 員 手 当 等	156	扶養手当 △336 住居手当 288 通勤手当 通勤手当 (一般職) △24 通勤手当 (特別職) 79 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム 95 期末手当 期末手当 (一般職) △97 期末手当 (特別職) 110 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 327 勤勉手当 △26 児童手当 児童手当 (一般職) △110 調整手当 △100 特地勤務手当 △47 教員特別手当 △3
4 共 濟 費	3,616	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 382 共済組合負担金 (特別職) 1,640 共済組合負担金 (公立学校) 803

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					国県支出金	地方債	
	3 教育指導費	69,120	171	69,291			171
4	幼稚園費	227,084	1,350	228,434			1,350
	1 幼稚園費	227,084	1,350	228,434			1,350
5	社会教育費	559,696	10,324	570,020			10,324
	1 社会教育総務費	84,891	10,822	95,713			10,822
	2 青少年育成費	9,956	1,557	11,513			1,557

9 教育費
(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		共済組合負担金（会計年度任用職） 791
1 報 酬	171	附属機関委員報酬 いきっこ留学制度運営委員報酬 171
2 納 料	542	一般職給 行政職給（一般職） 542
3 職 員 手 当 等	△109	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） △142 通勤手当（会計年度任用職） フルタイム 96 期末手当 期末手当（一般職） 9 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職） 120
4 共 濟 費	917	共済組合負担金 共済組合負担金（公立学校） 786 共済組合負担金（会計年度任用職） 131
2 納 料	6,008	一般職給 行政職給（一般職） 6,008
3 職 員 手 当 等	2,868	扶養手当 396 住居手当 △228 通勤手当 通勤手当（一般職） △96 管理職手当 △48 期末手当 期末手当（一般職） 1,432 勤勉手当 1,127 児童手当 児童手当（一般職） 285
4 共 濟 費	1,946	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 1,946
7 報 償 費	583	報償金（品） 謝礼金 583
11 役 務 費	344	通信運搬費 運賃 344
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	630	賃借料 自動車借上料 600

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					国県支出金	地方債	
	4 公民館費	190,931	△2,763	188,168			△2,763
	5 図書館費	35,164	35	35,199			35
	6 文化財保護費	233,774	673	234,447			673
6	保健体育費	122,913	7,755	130,668			7,755
	1 保健体育総務費	122,913	7,755	130,668			7,755

9 教育費
(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		船舶借上料 30
2 納 料	△1,907	会計年度任用職給 行政職給(会計年度任用職) △1,907
3 職 員 手 当 等	△431	通勤手当 通勤手当(会計年度任用職) フルタイム △50 期末手当 期末手当(会計年度任用職) フルタイム △381
4 共 濟 費	△425	共済組合負担金 共済組合負担金(会計年度任用職) △425
4 共 濟 費	35	共済組合負担金 共済組合負担金(会計年度任用職) 35
3 職 員 手 当 等	35	通勤手当 通勤手当(会計年度任用職) フルタイム 35
4 共 濟 費	11	共済組合負担金 共済組合負担金(会計年度任用職) 11
10 需 用 費	353	消耗品費 燃料費 修繕料 施設修繕料(その他) 86 20 247
13 使用料及び 賃 借 料	154	賃借料 機械類借上料 物品借上料 110 44
15 原 材 料 費	120	維持補修材料費 120
2 納 料	1,906	会計年度任用職給 行政職給(会計年度任用職) 1,906
3 職 員 手 当 等	466	通勤手当 通勤手当(会計年度任用職) フルタイム 85 期末手当 期末手当(会計年度任用職) フルタイム 381
4 共 濟 費	593	共済組合負担金 共済組合負担金(会計年度任用職) 593
10 需 用 費	1,925	修繕料 施設修繕料(その他) 1,925
14 工 事 請 負 費	2,865	建設工事費(事業用資産) 改修工事

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
7	学校給食費	284,696	7,892	292,588				7,892	
	1 学校給食費	284,696	7,892	292,588				7,892	

9 教育費
(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 納 入 料	2,853	一般職給 行政職給 (一般職) 2,853
3 職 員 手 当 等	1,408	管理職手当 △48 期末手当 期末手当 (一般職) 794 勤勉手当 662
4 共 濟 費	927	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 927
10 需 用 費	2,704	修繕料 施設修繕料 (その他) 2,704
12 委 託 料	△97	一般業務委託料 給食配達業務 △97
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	97	賃借料 自動車借上料 97

給与費明細書

1. 特別職

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	年間支給率 期末手当	その他 の手当	計			
補正後	長等	3		23,232	7,761	2,316	33,309	4,973	38,282
	議員	15	55,860		3.30月分 17,666		73,526	17,218	90,744
	その他	1,786	109,599				109,599		109,599
	計	1,804	165,459	23,232	25,427	2,316	216,434	22,191	238,625
補正前	長等	3		23,232	3.30月分 7,651	2,237	33,120	3,258	36,378
	議員	15	55,860		3.30月分 17,666		73,526	17,218	90,744
	その他	1,746	108,573				108,573		108,573
	計	1,764	164,433	23,232	25,317	2,237	215,219	20,476	235,695
比較	長等				110	79	189	1,715	1,904
	議員								
	その他	40	1,026				1,026		1,026
	計	40	1,026		110	79	1,215	1,715	2,930

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(409) 550	438,139	1,750,689	1,124,822	3,313,650	655,793	3,969,443	
補正前	(406) 554	435,317	1,768,996	1,131,061	3,335,374	644,551	3,979,925	
比較	(3) △ 4	2,822	△ 18,307	△ 6,239	△ 21,724	11,242	△ 10,482	

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	54,384	11,434	27,405	35,504	95,418	2,254	744	9,132	17,732	28,956
	補正前	55,140	11,517	28,145	35,464	95,418	2,254	744	8,868	17,732	30,660
	比較	△ 756	△ 83	△ 740	40				264		△ 1,704
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	441,856	236,797	34,780	121,695	1,000	1,534	2,769	515	913	1,124,822
	補正前	444,395	236,939	34,690	121,695	1,100	2,053	2,816	518	913	1,131,061
	比較	△ 2,539	△ 142	90		△ 100	△ 519	△ 47	△ 3		△ 6,239

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	380		1,356,010	949,442	2,305,452	478,233	2,783,685	
補正前	383		1,365,864	955,300	2,321,164	468,979	2,790,143	
比較	△ 3		△ 9,854	△ 5,858	△ 15,712	9,254	△ 6,458	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	54,384	11,434	19,134	32,660	82,518	2,254	744	7,908	17,732	28,956
	補正前	55,140	11,517	20,118	32,680	82,518	2,254	744	7,908	17,732	30,660
	比較	△ 756	△ 83	△ 984	△ 20						△ 1,704
職員手当 の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	296,140	236,797	30,355	121,695	1,000	1,534	2,769	515	913	949,442
	補正前	297,730	236,939	30,265	121,695	1,100	2,053	2,816	518	913	955,300
	比較	△ 1,590	△ 142	90		△ 100	△ 519	△ 47	△ 3		△ 5,858

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(409) 170	438,139	394,679	175,380	1,008,198	177,560	1,185,758	
補正前	(406) 171	435,317	403,132	175,761	1,014,210	175,572	1,189,782	
比較	(3) △ 1	2,822	△ 8,453	△ 381	△ 6,012	1,988	△ 4,024	

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後			8,271	2,844	12,900			1,224		
	補正前			8,027	2,784	12,900			960		
	比較			244	60				264		
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	145,716			4,425						175,380
	補正前	146,665			4,425						175,761
	比較	△ 949									△ 381

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 9,854	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		△ 9,854 職員の異動等に伴う分	△ 9,854 採用 退職 会計間異動等 増 8人 減 11人
職員手当	△ 5,858	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		△ 5,858 職員の異動等に伴う分 扶養手当 △ 756 住居手当 △ 83 通勤手当 △ 984 特殊勤務手当 △ 20 管理職手当 △ 1,704 期末手当 △ 1,590 勤勉手当 △ 142 児童手当 90 調整手当 △ 100 地域手当 △ 519 特地勤務手当 △ 47 教員特別手当 △ 3	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 : 千円)

区分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当該年度中 増減見込			当該年度末 現 在 高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	当該年度中 中間見込額	
1. 普通債	19,381,099	18,650,281	2,465,000	2,469,652		18,645,629
(1) 総務	79,490	104,203	64,800	9,092		159,911
(2) 民生	46,419	49,689	44,800	2,260		92,229
(3) 衛生	0	0	134,100	0		134,100
(4) 農林水産	818,063	731,904	129,000	126,782		734,122
(5) 商工	100,613	92,700	0	10,497		82,203
(6) 土木	377,981	512,936	163,900	54,974		621,862
(7) 公営住宅	1,039,051	1,073,182	199,300	42,305		1,230,177
(8) 消防	165,287	166,484	183,100	20,668		328,916
(9) 教育	854,761	810,077	53,700	83,899		779,878
(10) 辺地	1,797,523	1,835,672	330,300	292,836		1,873,136
(11) 過疎	6,811,127	6,918,767	1,162,000	746,804		7,333,963
(12) 合併特例	7,290,784	6,354,667	0	1,079,535		5,275,132
2. 災害復旧債	657,874	656,967	44,400	89,537		611,830
(1) 補助	272,507	251,062	18,100	35,467		233,695
(2) 单独	385,367	405,905	26,300	54,070		378,135
3. その他	6,257,309	5,836,352	81,000	559,631		5,357,721
(1) 臨時財政対策債	6,222,285	5,801,328	81,000	555,253		5,327,075
(2) 減収補填債	35,024	35,024	0	4,378		30,646
(3) 臨時税収債 補填債	0	0	0	0		0
合計	26,296,282	25,143,600	2,590,400	3,118,820		24,615,180

令和 5 年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 50 号

令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
1,923 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3,502,524 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 5 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		530,009	△60	529,949
	1 国民健康保険税	530,009	△60	529,949
3 国 庫 支 出 金		1	60	61
	1 国 庫 補 助 金	1	60	61
4 県 支 出 金		2,652,601	78	2,652,679
	1 県 補 助 金	2,652,601	78	2,652,679
7 繰 越 金		1	1,845	1,846
	1 繰 越 金	1	1,845	1,846
歳 入	合 計	3,500,601	1,923	3,502,524

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		2,596,666	78	2,596,744
	6 傷 病 手 当 金	1	78	79
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		825,965	0	825,965
	1 医 療 給 付 費	552,409	0	552,409
8 諸 支 出 金		5,215	1,845	7,060
	1 償還金及び還 付 加 算 金	5,214	1,845	7,059
歳 出	合 計	3,500,601	1,923	3,502,524

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	530,009	△60	529,949
3 国 庫 支 出 金	1	60	61
4 県 支 出 金	2,652,601	78	2,652,679
7 繰 越 金	1	1,845	1,846
歳 入 合 計	3,500,601	1,923	3,502,524

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保 險 給 付 費	2,596,666	78	2,596,744
3 国民健康保険事業費納付金	825,965	0	825,965
8 諸 支 出 金	5,215	1,845	7,060
歳 出 合 計	3,500,601	1,923	3,502,524

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一般財源	
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
78			
60			△60
			1,845
138			1,785

2 歳 入

款項		目	補正前の額	補正額	計
1	国民健康保険税		530,009	△60	529,949
	1 国民健康保険税		530,009	△60	529,949
	1 一般被保険者健康保険税		529,926	△60	529,866
3	国庫支出金		1	60	61
	1 国庫補助金		1	60	61
	2 出産育児一時金臨時補助金		0	60	60
4	県支出金		2,652,601	78	2,652,679
	1 県補助金		2,652,601	78	2,652,679
	1 保険給付費等交付金		2,652,601	78	2,652,679
7	繰越金		1	1,845	1,846
	1 繰越金		1	1,845	1,846
	1 その他繰越金		1	1,845	1,846

1 国民健康保険税 - 7 繰越金
(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年課税分	△60	医療給付費分現年課税分 △60

1 出産育児一時金臨時補助金	60	出産育児一時金臨時補助金 60

2 特別交付金	78	特別交付金 78

1 その他繰越金	1,845	その他繰越金 1,845

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2	保険給付費	2,596,666	78	2,596,744	78				
	6 傷病手当金	1	78	79	78				
	1 傷病手当金	1	78	79	78				

3	国民健康保 険事業費納 付金	825,965	0	825,965	60			△60
1	医療給付費	552,409	0	552,409	60			△60
1	医療給付費	552,409	0	552,409	60			△60

8	諸支出金	5,215	1,845	7,060				1,845
1	償還金及び 還付加算金	5,214	1,845	7,059				1,845
6	特定健康診 査等負担金 償還金	1	1,845	1,846				1,845

2 保険給付費 - 8 諸支出金
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	78 給付費 傷病手当金	78

		(財源調整)

22 償還金、利子 及び割引料	1,845 償還金 特定健康診査等負担金償還金	1,845

令和 5 年度

介護保険事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 5 1 号

令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
102,258 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3,804,045 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 5 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白川 博一

第 1 表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		1,032,211	4,479	1,036,690
	2 国 庫 補 助 金	439,689	4,479	444,168
4 支 払 基 金 付 金		961,920	△2,224	959,696
	1 支 払 基 金 付 金	961,920	△2,224	959,696
5 県 支 出 金		534,750	2,239	536,989
	1 県 負 担 金	534,750	2,239	536,989
7 繰 入 金		583,402	2,239	585,641
	1 一般会計繰入金	560,401	2,239	562,640
8 繰 越 金		1,700	95,525	97,225
	1 繰 越 金	1,700	95,525	97,225
歳 入	合 計	3,701,787	102,258	3,804,045

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		312,250	8,747	320,997
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	171,985	1,467	173,452
	2 一般介護 予防事業費	47,824	△9,703	38,121
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	92,441	16,983	109,424
6 諸 支 出 金		700	93,511	94,211
	1 償還金及び 還付加算金	700	93,511	94,211
歳 出	合 計	3,701,787	102,258	3,804,045

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金	1,032,211	4,479	1,036,690
4 支 払 基 金 交 付 金	961,920	△2,224	959,696
5 県 支 出 金	534,750	2,239	536,989
7 繰 入 金	583,402	2,239	585,641
8 繰 越 金	1,700	95,525	97,225
歳 入 合 計	3,701,787	102,258	3,804,045

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 地 域 支 援 事 業 費	312,250	8,747	320,997
6 諸 支 出 金	700	93,511	94,211
歳 出 合 計	3,701,787	102,258	3,804,045

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6,718		15	2,014
			93,511
6,718		15	95,525

2 歳 入

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,032,211	4,479	1,036,690	
	国庫補助金	439,689	4,479	444,168	
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	54,952	△2,059	52,893	
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	26,734	6,538	33,272	
4	支払基金交付金	961,920	△2,224	959,696	
	支払基金交付金	961,920	△2,224	959,696	
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	59,348	△2,224	57,124	
5	県支出金	534,750	2,239	536,989	
	県負担金	534,750	2,239	536,989	
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	27,476	△1,030	26,446	
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	13,367	3,269	16,636	
7	繰入金	583,402	2,239	585,641	
	一般会計繰入金	560,401	2,239	562,640	
	1 一般会計繰入金	560,401	2,239	562,640	
8	繰越金	1,700	95,525	97,225	
	繰越金	1,700	95,525	97,225	
	1 繰越金	1,700	95,525	97,225	

3 国庫支出金 - 8 繰越金
(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△2,059	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金 △2,059
1 現年度分	6,538	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金 6,538

1 現年度分	△2,224	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金 △2,224

1 現年度分	△1,030	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金 △1,030
1 現年度分	3,269	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金 3,269

1 一般会計繰入金	2,239	一般会計繰入金（給付費） 2,239

1 繰越金	95,525	前年度繰越金 95,525

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3	地域支援事業費	312,250	8,747	320,997	6,718		15	2,014
1	介護予防・生活支援サービス事業費	171,985	1,467	173,452	549		579	339
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	152,437	1,467	153,904	549		579	339
2	一般介護予防事業費	47,824	△9,703	38,121	△3,638		△3,833	△2,232
	1 一般介護予防事業費	47,824	△9,703	38,121	△3,638		△3,833	△2,232
3	包括的支援事業・任意事業費	92,441	16,983	109,424	9,807		3,269	3,907
	1 包括的支援事業・任意事業費	92,441	16,983	109,424	9,807		3,269	3,907

6	諸支出金	700	93,511	94,211				93,511
---	------	-----	--------	--------	--	--	--	--------

3 地域支援事業費 - 6 諸支出金
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,164	会計年度任用職員報酬 1,164
3 職員手当等	233	期末手当 期末手当 (会計年度任用職) パートタイム 233
4 共済費	22	労働保険料 22
8 旅費	48	費用弁償 48
2 給料	△6,032	一般職給 行政職給 (一般職) △6,032
3 職員手当等	△2,071	通勤手当 通勤手当 (一般職) △74 期末手当 期末手当 (一般職) △1,089 勤勉手当 △908
4 共済費	△1,600	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △1,600
2 給料	9,734	一般職給 行政職給 (一般職) 9,734
3 職員手当等	4,116	扶養手当 150 通勤手当 通勤手当 (一般職) △26 期末手当 期末手当 (一般職) 2,194 勤勉手当 1,798
4 共済費	3,133	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 3,133

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	1 償還金及び 還付加算金	700	93,511	94,211				93,511	
	2 償還金	0	93,511	93,511				93,511	

6 諸支出金

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子 及び割引料	93,511	返納金 国庫支出金精算返納金 県支出金精算返納金 支払基金精算返納金 44,559 23,441 25,511

給与費明細書

介護保険事業特別会計 保険事業勘定

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(11) 10	8,134	36,406	23,898	68,438	12,603	81,041	
補正前	(9) 10	6,970	32,704	21,620	61,294	11,048	72,342	
比較	(2)	1,164	3,702	2,278	7,144	1,555	8,699	

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	948	450	406		2,800			9,249	6,450	735
	補正前	798	450	506		2,800			7,911	5,560	735
	比較	150		△ 100					1,338	890	
	区分	退職手当									職員手当合計
	補正後	2,860									23,898
	補正前	2,860									21,620
	比較										2,278

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	10		36,406	22,585	58,991	12,478	71,469	
補正前	10		32,704	20,540	53,244	10,945	64,189	
比較			3,702	2,045	5,747	1,533	7,280	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	948	450	406		2,800			7,936	6,450	735
	補正前	798	450	506		2,800			6,831	5,560	735
	比較	150		△ 100					1,105	890	
	区分	退職手当									職員手当合計
	補正後	2,860									22,585
	補正前	2,860									20,540
	比較										2,045

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(11)	8,134		1,313	9,447	125	9,572	
補正前	(9)	6,970		1,080	8,050	103	8,153	
比較	(2)	1,164		233	1,397	22	1,419	

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後								1,313		
	補正前								1,080		
	比較								233		
職員手当 の内訳	区分	退職手当									職員手当合計
	補正後										1,313
	補正前										1,080
	比較										233

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	3,702	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	3,702	職員の異動等に伴う分 3,702	会計間異動等 増 2人 減 -2人
職員手当	2,045	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,045	職員の異動等に伴う分 扶養手当 150 通勤手当 △ 100 期末手当 1,105 勤勉手当 890	

令和 5 年度

下水道事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 5 2 号

令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,371 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 463,872 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白川 博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		233,969	80,371	314,340
	1 一般会計繰入金	233,969	80,371	314,340
歳入合計		383,501	80,371	463,872

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 下水道事業費		214,105	79,674	293,779
	1 管理費	91,854	79,674	171,528
2 漁業集落排水整備事業費		169,196	697	169,893
	1 管理費	57,496	697	58,193
歳出合計		383,501	80,371	463,872

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰 入 金	233, 969	80, 371	314, 340
歳 入 合 計	383, 501	80, 371	463, 872

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費	214,105	79,674	293,779
2 漁業集落排水整備事業費	169,196	697	169,893
歳 出 合 計	383,501	80,371	463,872

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一般財源	
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		79,674	
		697	
		80,371	

2 歳 入

款項目		補正前の額	補正額	計
6	繰入金	233,969	80,371	314,340
	一般会計繰入金	233,969	80,371	314,340
	1 一般会計繰入金	233,969	80,371	314,340

6 繰入金
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	80,371	一般会計繰入金（公共下水） 一般会計繰入金（漁業集落） 79,674 697

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1	下水道事業費	214,105	79,674	293,779			79,674		
	1 管理費	91,854	79,674	171,528			79,674		
	1 一般管理費	36,938	79,674	116,612			79,674		

2	漁業集落排水整備事業費	169,196	697	169,893			697	
	1 管理費	57,496	697	58,193			697	
	1 一般管理費	19,015	697	19,712			697	

1 下水道事業費 - 2 漁業集落排水整備事業費
(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△629	通勤手当 通勤手当 (一般職) △29 時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職) △600
4 共済費	35	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 35
18 負担金、補助 及び交付金	80,268	返還金 80,268

2 給料	△525	一般職給 行政職給 (一般職) △525
3 職員手当等	1,227	扶養手当 420 通勤手当 通勤手当 (一般職) 34 時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職) 600 期末手当 期末手当 (一般職) △31 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職) 300 △96
4 共済費	△5	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △5

給与費明細書

下水道事業特別会計

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(2) 3	1,030	11,559	9,334	21,923	4,208	26,131	
補正前	(2) 3	1,030	12,084	8,736	21,850	4,178	26,028	
比較			△ 525	598	73	30	103	

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	900		297		1,300		408	2,876	2,075	420
	補正前	480		292		1,300		408	2,907	2,171	120
	比較	420		5					△ 31	△ 96	300
職員手当 の内訳	区分	退職手当									職員手当合計
	補正後	1,058									9,334
	補正前	1,058									8,736
	比較										598

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	3		11,559	9,128	20,687	4,187	24,874	
補正前	3		12,084	8,530	20,614	4,157	24,771	
比較			△ 525	598	73	30	103	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	900		297		1,300		408	2,670	2,075	420
	補正前	480		292		1,300		408	2,701	2,171	120
	比較	420		5					△ 31	△ 96	300
	区分	退職手当									職員手当合計
	補正後	1,058									9,128
	補正前	1,058									8,530
	比較										598

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(2)	1,030		206	1,236	21	1,257	
補正前	(2)	1,030		206	1,236	21	1,257	
比較								

※()内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後								206		
	補正前								206		
	比較										
職員手当 の内訳	区分	退職手当									職員手当合計
	補正後										206
	補正前										206
	比較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 525	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 525	職員の異動等に伴う分 △ 525	会計間異動等 増 1人 減 1人
職員手当	598	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	598	職員の異動等に伴う分 扶養手当 420 通勤手当 5 期末手当 △ 31 勤勉手当 △ 96 児童手当 300	

令和 5 年度

農業機械銀行特別会計補正予算書

(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 5 3 号

令和 5 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,953 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 161,919 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 5 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白川 博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		1	31,953	31,954
	1 繰 越 金	1	31,953	31,954
歳 入	合 計	129,966	31,953	161,919

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		129,955	5,500	135,455
	1 総務管理費	129,955	5,500	135,455
2 基金積立金		1	26,453	26,454
	1 基金積立金	1	26,453	26,454
歳 出	合 計	129,966	31,953	161,919

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 越 金	1	31,953	31,954
歳 入 合 計	129,966	31,953	161,919

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	129,955	5,500	135,455
2 基金積立金	1	26,453	26,454
歳出合計	129,966	31,953	161,919

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一般財源	
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		5,500	
		26,453	
		31,953	

2 歳 入

款項目		補正前の額	補正額	計
4	繰越金	1	31,953	31,954
	1 繰越金	1	31,953	31,954
	1 繰越金	1	31,953	31,954

4 繰越金
(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
1 繰越金	31,953	前年度繰越金	31,953

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
					特 定 財 源				
					国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	129,955	5,500	135,455			5,500		
	1 総務管理費	129,955	5,500	135,455			5,500		
	1 一般管理費	129,955	5,500	135,455			5,500		

2	基金積立金	1	26,453	26,454			26,453	
	1 基金積立金	1	26,453	26,454			26,453	
	1 減価償却基 金積立金	1	26,453	26,454			26,453	

1 総務費 - 2 基金積立金
(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	11,393	消耗品費 8,393 燃料費 2,000 修繕料 物品修繕料 1,000
11 役務費	500	手数料 人材派遣手数料 500
17 備品購入費	△6,393	一般備品購入費 機械器具費
24 積立金	26,453	元金積立金 減価償却基金積立金 26,453